

# 『周禮』の六尊六彝と考古學遺物

林 巳奈夫

## 一、序

二、『周禮』司尊彝の六尊六彝

三、春秋後期—戰國の祭器

## 一、序

『周禮』、『儀禮』、『禮記』といった禮の書が儒教の經典として傳へられ、漢より古い時代の國家組織や社會慣行、思想等を研究する上の重要な資料とみなされて來た。また考古學の未發達な時代においては、古代の器物を研究する上にも禮の書は主要な材料であつた。現在においては、考古發掘によつて先秦時代の遺物が大量に知られるやうになつてゐるとはいへ、禮の記載は考古遺物の具體的な使用法を考へる上の、重要な參考資料の候補たることを失つてゐない。考古學の資料は、その性質上、それと社會生活との關り合ひについて語ることが僅かであるが、禮書を參考することによつて、その邊の手掛りが得られるのではないか、と一應考へられるからである。

ところがこれら折角の資料も、そこに書かれてゐる個々の禮が、どの時代に屬するものか一向に明かでない點で、歴史の研究資料として誠に使ひにくいうらみがある。『周禮』が周公の創作した制度であるといふやうなことは今日既に信ずる者がな

い。また夏の禮、殷の禮から變化したものととして「周の禮」といふものが言はれ、<sup>①</sup>傳統的な經學者はそのやうなものの存在を前提として三禮その他の古典資料からその復原に力を注ぐ。然し人類文化の進歩が緩慢であつた石器時代のことはおくとし、紀元前一千年紀に屬する周時代については、たとへ立前だけであつたにせよ、一つの「周の禮」のみで律せられてゐたはずはなく、現實に機能してゐた禮は時代によつて變化し、また地域によつても相違があつたはずである。<sup>②</sup>現在の我々は三禮のテキストが戰國から漢にかけての頃に今みる形に編纂されたものであることを知つてをり、編纂の材料となつたものは當然それよりも古くに存在したものであるはずだと考へてゐる。然しそれでは現在我々の手にするテキストのどの編、或ひはどの章、どの句がいつの時代に由來するか、といふ問題となると、文獻的研究からは、何等かの證據に基づいて、限定された範圍で年代を決めることが困難なことが多い、といふのが現状と思はれる。

さうすると、先秦時代の禮の保存されてゐるはずの折角の倉庫の材料も、その年代的データの不足から、考古遺物とつき合せて利用することはなかなか難かしいといふことにならうか。必ずしもさうとは限らない。殷後期から周時代の考古遺物の研究はかなり進んで來てをり、資料の少ない時期についても八・九十年、多い時期については五十年刻み位で遺物の年代を決めることが可能である。禮經のテキスト中に記される器物が、考古學で知られるどの型式の物に當るかを知らることが出来る場合は、それに関する記載の由來した年代を、考古遺物の方から判斷することができるし、<sup>③</sup>また確かにこの種の遺物について記してゐるのであるが、使ひ方についての記載は考古學の知識と喰ひ違ひがある、といふことであれば、それはそれで禮經の關係部分の記載の上限が決る、<sup>④</sup>といふ位の成果のあがることもあるのである。

そこでこの度は考古學遺物とも關聯する所の多い『周禮』の六尊六彝をとり上げ、その素性を探つてみることにした。

## 二、『周禮』司尊彝の六尊六彝

『周禮』春官、司尊彝の條に、天子が宗廟の祭祀に使ふとされる多種類の容器が記される。これがどういふ性質のものか検討を加へてみよう。まづ本文と注のテキストを引いておく。

司尊彝掌六尊六彝之位。詔其酌。辨其用與其實。（注、位所陳之處。酌沛之使可酌。各異也。用四時祭祀所用亦不同。實鬱及醴齊之屬）。春祠夏禴。裸用雞彝鳥彝。皆有舟。其朝踐用兩獻尊。其再獻用兩象尊。皆有鬯。諸臣之所昨也。秋嘗冬烝。裸用犀彝黃彝。皆有舟。其朝獻用兩著尊。其饋獻用兩壺尊。皆有鬯。諸臣之所昨也。凡四時之閒祀。追享朝享。裸用虎彝雉彝。皆有舟。其朝踐用兩大尊。其再獻用兩山尊。皆有鬯。諸臣之所昨也（注、裸謂以圭瓚酌鬱鬯。始獻尸也。后於是以璋瓚酌亞裸。郊特牲曰。周人尚臭。灌用鬯臭。鬱合鬯。臭陰達於淵泉。灌以圭璋。用玉氣也。既灌然後迎牲。致陰氣也。朝踐謂薦血腥酌醴。始行祭事。后於是薦朝事之豆籩。既又酌獻。其變朝踐爲朝獻者。尊相因也。朝獻謂尸卒食。王醑之。再獻者。王醑尸之後。后酌亞獻。諸臣爲賓。又次后酌盞齊。備卒食三獻也。於后亞獻。內宗薦加豆籩。其變再獻爲饋獻者。亦尊相因。饋獻謂薦熟時。后於是薦饋食之豆籩。此凡九酌。王及后各四。諸臣一。祭之正也。以今祭禮。特牲少牢言之。二裸爲奠。而尸飲七矣。王可以獻諸臣。祭統曰。尸飲五。君洗玉爵獻卿。是其差也。明堂位曰。灌用玉瓚大圭。爵用玉琖。加用璧角壁散。又鬱人職曰。受學學之卒爵而飲之。則王醑尸。以玉爵也。王醑尸用玉爵。而再獻者。用璧角壁散可知也。雞彝鳥彝謂刻而畫之。爲雞鳳凰之形。皆有舟。皆有鬯。言春夏秋冬。及追享朝享有之同。昨讀爲酢。字之誤也。諸臣獻者。酌疊以自酢。不敢與王之神靈共尊。鄭司農云。舟尊下臺。若今時承槃。獻讀爲犧。犧尊飾以翡翠。象尊以象鳳凰。或曰。以象骨飾尊。明堂位曰。犧尊周尊也。春秋傳曰。犧象不出門。尊以裸神。鬯臣之所飲也。詩曰。餅之罄矣。維鬯之恥。學讀爲稼。稼彝畫禾稼也。黃彝黃目尊也。明堂位曰。夏后氏以雞彝。殷以斚。周以黃目。爾雅曰。彝卽鬯器也。

著尊者。著略尊也。或曰。著尊著地無足。明堂位曰。著殷尊也。壺者。以壺爲尊。春秋傳曰。尊以魯壺。追享朝享。謂禘祫也。在四時之閒。故曰閒祀。雖讀爲蛇虺之虺。或讀爲公用射隼之隼。大尊太古之瓦尊。山尊山罍也。明堂位曰。泰有虞氏之尊也。山罍夏后氏之尊。故書踐作踐。杜子春云。踐當爲踐。玄謂。黃目以黃金爲目。郊特牲曰。黃目鬱氣之上尊也。黃者中也。目者氣之清明者也。言酌於中。而清明於外。追享謂追祭遷廟之主。以事有所請禱。朝享謂朝受政於廟。春秋傳曰。閏月不告朔。猶朝于廟。雖罍屬。卽鼻而長尾。山罍亦刻而畫之。爲山雲之形。

念のために讀み下し文を示しておく。

司尊彝は六尊六彝の位を掌り、其の酌を詔げ、其の用と其の實とを辨ず（注。位とは陳ずる所の處なり。酌とは之を沸して酌む可からしむるなり。各々異あり。用とは四時の祭祀の用ふる所なり。また同じからず。實とは鬱および醴齊の屬なり）。春祠、夏禴には、裸には雞彝、鳥彝を用ふ。皆舟あり。其の朝踐には兩獻尊を用ひ、其の再獻には兩象尊を用ふ。皆罍あり。諸臣の昨する所なり。秋嘗、冬烝には、裸には鬯彝、黃彝を用ふ。皆舟あり。其の朝獻には兩著尊を用ひ、其の饋獻には兩壺尊を用ふ。皆罍あり。諸臣の昨する所なり。凡て四時の閒祀の追享、朝享には、裸には虎彝、雉彝を用ふ。皆舟あり。其の朝踐には兩大尊を用ひ、其の再獻には兩山尊を用ふ。皆罍あり。諸臣の昨する所なり。（注。裸とは圭瓚を以て鬱鬯を酌み、始めて尸に獻するを謂ふなり。后は是において璋瓚を以て酌みて亞裸す。郊特牲に曰はく、周人は臭を尙び、灌に鬯の臭を用ふ。鬱、鬯に合し、臭は陰して（しみ通つて）淵泉に達す。灌するに圭瓚を以てするは、玉氣を用ふるなり。既に灌して然る後性を迎ふるは、陰の氣を致すなり、と。朝踐とは血腥を薦め、醴を酌み、始めて祭事を行ふを謂ふ。后は是において朝事の豆籩を薦め、既にしてまた酌みて獻ず。其の朝踐を變じて朝獻と爲すは、尊の相ひ因ればなり。朝獻とは尸、食を卒へ、王これに醑するを謂ふ。再獻とは王、尸に醑するの後、后酌みて亞獻するなり。諸臣の賓たるもの、また后に次ぎて盞齊を酌み、食を卒ふるの三獻に備ふるなり。后の亞獻において、内宗は加の豆籩を薦む。其の再獻を變じて饋獻と爲すは、また尊の相ひ因ればなり。饋獻とは熟を薦むるの時を謂ふ。后は是において饋食の

豆籩を薦む。此れ凡て九酌、王および后各四、諸臣一なるは、祭の正なり。今の祭禮の特性、少牢を以てこれを言へば、二禋は奠となす。尸飲むこと七たびなれば、王は以って諸臣に獻ずべし。祭統に曰はく、尸飲むこと五たび、君、玉爵を洗ひて卿に獻ず、と。是れ其の差なり。明堂位に曰はく、灌には玉瓚大圭を用ひ、爵には玉琖を用ひ、加には璧角壁散を用ふ、と。また鬱人職に曰はく、舉げし罍の卒爵を受けてこれを飲む、と。即ち王戸に酌するに玉爵を以ってするなり。王戸に酌するに玉爵を用ふれば、すなはち再獻には璧角、壁散を用ふること知る可きなり。雞彝、鳥彝は刻してこれに畫き、雞、鳳凰の形を爲るを謂ふ。皆舟あり、皆壘ありとは、春夏秋冬および追享、朝享にこれあること同じきを言ふ。昨は讀みて酢と爲す。字の誤りなり。諸臣の獻ずる者、壘に酌みて以って自ら酢す。敢て王の神靈と尊を共にせざるなり。鄭司農云ふ、舟は尊の下の臺にして、今時の承槃のごとし。獻は讀みて犧と爲す。犧尊は飾るに翡翠を以ってす。象尊は以って鳳凰を象る。或ひは曰はく、象骨を以って尊を飾ると。明堂位に曰はく、犧尊は周の尊なり、と。春秋傳に曰はく、犧象は門を出ず、と。尊は以って神に裸し、壘は臣の飲む所なり。詩に曰はく、餅に罄くるは維れ壘の恥なり、と。罍は讀みて稼と爲す。稼彝とは禾稼を畫くなり。黃彝は黃目の尊なり。明堂位に曰はく、夏后氏は雞彝を以ってし、殷は罍を以ってし、周は黃目を以ってす、と。爾雅に曰はく、彝、卣、壘は器なり、と。著尊とは著略なる尊なり。或ひは曰はく、著尊は地に著きて足なし、と。明堂位に曰はく、著は殷の尊なり、と。壺とは壺を以って尊となすなり。春秋傳に曰はく、尊は魯壺を以ってす、と。追享、朝享は禘、祫を謂ふなり。四時の閒にあり。故に閒祀といふ。雝は讀みて蛇虺の虺と爲す。或ひは讀みて「公用って隼を射る」の隼と爲す。大尊は太古の瓦尊なり。山尊は山彝なり。明堂位に曰はく、泰有虞氏の尊なり。山彝は夏后氏の尊なり、と。故書に踐を錢に作る。杜子春云ふ、錢は當に踐に作るべし、と。玄謂へらく、黃目は黄金を以って目を爲る。郊特性に曰はく、黃目は鬱氣の上尊なり。黃とは中なり。目は氣の清明なるものなり。中に酌みて外に清明なるを言ふ、と。追享とは遷廟の主を追祭し、事を以って請禱する所あるを謂ふ。朝享は朝して政を廟に受くるを謂ふ。春秋傳に曰はく、閏月は朔を告げざるも、猶ほ廟に朝す、と。雝は禹の屬、叩鼻にして長尾なるもの。

山壘もまた刻してこれに畫き、山雲の形を爲る。

右に記される祭祀用の容器の使用法を、祭祀の種類と各祭祀中の節目に応じて表の形にすると次表ごとくになる。

|    | 春祠                        | 夏禴 | 秋嘗                        | 冬烝 | 追享                        | 朝享 |
|----|---------------------------|----|---------------------------|----|---------------------------|----|
| 裸  | 雞 <small>(舟がつく)</small> 彝 | "  | 罍 <small>(舟がつく)</small> 彝 | "  | 虎 <small>(舟がつく)</small> 彝 | "  |
| 朝踐 | 兩獻尊                       | "  | 黃 <small>(舟がつく)</small> 彝 | "  | 雉 <small>(舟がつく)</small> 彝 | "  |
| 饋獻 |                           |    | 兩壺尊                       | "  |                           |    |
| 朝獻 |                           |    | 兩著尊                       | "  |                           |    |
| 再獻 | 兩象尊                       | "  |                           |    | 兩山尊                       | "  |
|    | 彝                         | "  |                           |    | 彝                         | "  |

もの。祫は三年ごと、禘は五年ごとである。<sup>(6)</sup>

表の上欄に書き出した裸、朝踐、饋獻等々は天子が廟で行ふ祖先祭祀の節目である。天子や諸侯の宗廟の祭祀の式次第を記したものは、早く漢時代に知られてゐなかつた。『儀禮』に大夫が祖、禰を四時に廟に祭る禮として少牢饋食禮、有司徹があり、士が同様の祭りを行ふ禮として特牲饋食禮があり、王の禮の復原の有力な参考になるのであるが、これは王の禮でいふと饋獻の段階から始まる。それより前の段階となると、このやうな有力な参考資料がない。天子の宗廟の禮の式次第については鄭玄や六朝から唐の注釋者達は、禮、『詩』などを参考にして夫々自分の頭の中でこれを復原し、それに基づいて注をつけて

ここに春祠、夏禴等々であるのは、周の天子が毎年各季節に一回づつ定期的に行ふ祖先の廟の祭祀の、各シーズンの祭りの名である。追享、朝享については前引の注に鄭司農は禘、祫のことをいひ、四時の定期的な祭りの間に行はれると解説してゐる。禘、祫については古來議論が多いが、孫詒讓の要約によると、<sup>(6)</sup>どちらも祖先達を大々的に祭るもので、祫はその大きなものであり、毀廟、未毀廟の主を總て大祖（始封の祖先）の廟で祭るもの。禘はその小規模な

あるのであるが、彼等も通じた式次第を書き残してゐない。唐以後には杜祐の『通典』、陳祥道の『禮書』等の勞作が出て來るが、據るべき體系的テキストなしの復原であるため、議論の岐れる所も多く、考古學遺物に關心のある讀者の中には、その大筋を把握してゐる者もさう多くないと思はれる。かといってそれを頭におくことなしに『周禮』の司尊彝の尊、彝の使ひ方の記述の性質がどういふものか理解することは難かしい。周王の宗廟祭祀の式次第については末尾の補注にあらましを解説しておいたので、そこを参照されたい。

さて前頁の表を見ると春祠と夏禴、秋嘗と冬烝、追享と朝享が夫々同じ種類の尊、彝を使ふやうになつてゐる。祭祀の名稱が異なるに従つて使ふ尊や彝を異にするといふのなら、何故六つが別々にならないで二つづつまとめたりしてゐるのであらうか。いかにも人工的なデッチ上げといふ感じが強い。またその作業にも手を抜いてゐるといふ印象を脱れない。

更に朝踐、朝獻、再獻のうち、春祠、夏禴以下、欄が二つづつ空いてゐる。これは鄭玄の注によると朝踐と朝獻、饋獻と再獻は同じ尊を使ふのだから一方だけが書いてある、といふ説明で、確かにさうとしか解し様がないにしても、これも何か配當すべき尊の種類名の手持ちが足りないから同じ尊を使ふことにしたのではないか、といった疑ひが濃厚に感ぜられる。

また考へてみるに、祭祀に使はれる容器としては酒を入れておいて汲み出すためのもの以外にも各種の容器類が使はれるのであるが、それらについて祭りの種類に従つた區別についての記載がないといふのも全く不備である。西周時代の青銅器で銘文に「尊彝を作る」と記されるものとして鼎、鬲、獻、簋、爵、觚、盃、尊、方彝、卣、壺、罍、盤、匜があり、西周時代にも司尊彝といふ官があつたら當然その官が扱つた相違ない器物は、今の『周禮』の司尊彝に記される以外にも多くあるのである。

全體の構成から看取られる彝、尊の用法の記述についての批評はこれ位にして、次にその内容について検討してみよう。

便宜上先づ六彝の方から。『說文』糸部に

彝、宗廟常器也、从糸、糸莖也、収持之、米器中實也、从王、象形、此與爵相似、周禮六彝……

『周禮』の六尊六彝と考古學遺物

と、即ち彝は宗廟の常器である、糸に从ふが、糸とは綦の意味である。収はこれを手で持つ意である。米は器の中實である。王に从ふが、これは彝の形を象る。この構成は爵の字と近似してゐる。<sup>(9)</sup> 周禮に六彝があり云々、といふ。また『爾雅』「彝、卣、壺、器也」の注に郭璞は

皆盛酒尊、彝其總名

と、即ちこれらは皆酒を盛る尊で、彝はその總名だ、といふ。彝は西周から春秋時代の金文に「寶彝」、「尊彝」などと出て來るが、確かに『說文』や『爾雅』に記さされるごとく、器物の「總名」、即ち總括的な種類名として使はれてゐる。<sup>(10)</sup> また古典に使はれる「尊彝」、「宗彝」といふ用法も金文の用例と同様である。そして『周禮』に出て來るやうな雞彝、鳥彝といった特殊な器種名としての用法は『周禮』だけの孤立した用法である點が奇妙である。これについてはしかしまた後に觸れるとしてここには暫くおかう。

次に先づ六彝の各々を限定する語について見てみよう。雞、鳥、虎は問題あるまい。雌については注に鄭司農の説として雌讀爲蛇虺之虺、或讀爲公用射隼之隼

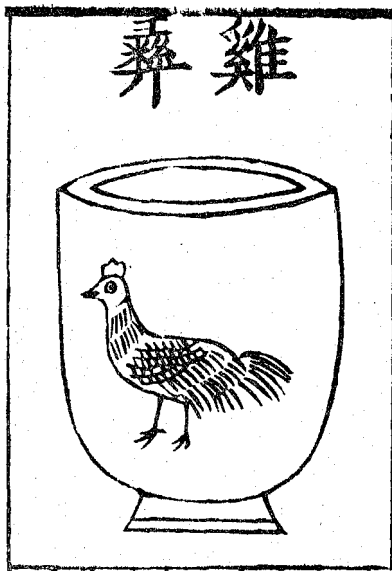


圖1 『鄭圖』の雞彝

と、即ち雌は蛇虺の虺によみかへる。別の説では「公は用つて隼を射る」といふ時の隼に讀みかへる、とある。鄭司農の説だと虺（マムシの類）か隼（ハヤブサ）といふことになる。また鄭玄はこれに對して

雌。禹屬。叩鼻而長尾

と、即ち雌はサル屬で、鼻が上を向いてゐて尾が長いものだ、といふ。罍彝、黃彝について鄭司農は

罍讀爲稼、稼彝畫禾稼也、黃彝、黃目尊也、明堂位曰、夏后氏以雞彝、殷以罍、周以黃目

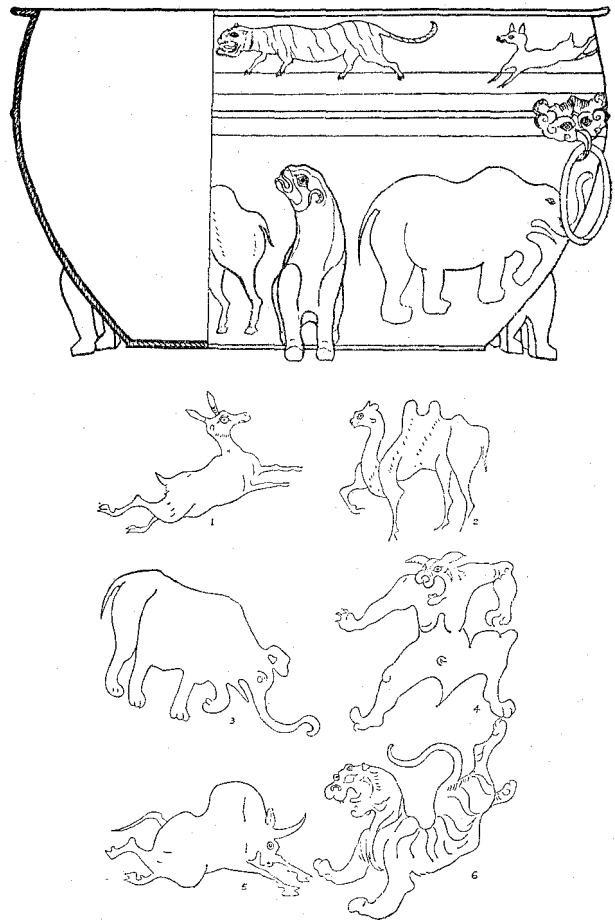


圖2 漢 青銅尊 右玉大川村出土 1/8

と、即ち罍は稼に讀みかへる。稼彝とは禾稼（穀物の實）を畫いたものだ。黄彝とは『禮記』明堂位に言ふ黄目尊のことだ、という。また鄭玄は

黄目、以黄金爲目、郊特牲曰、黄目鬱氣之上尊也、黄者中也、目者氣之清明者也、言酌於中而清明於外

と、即ち黄目とは黄金で目の紋様をつけたものである。郊特牲にかういふ。黄目の彝は鬱（ウツ）の氣の入った酒を入れる尊のうち、諸侯用のもので最上等のものである。黄は中央の色である。目は氣の清明なものである。

天子はこの「中」から酒を汲んで外に清明さを表現するのだ、といふ。

以上のごとく解された語を冠した六種の彝は、前引の注で罍（稼）についていはれ、また次に引く尊についても言はれるやうに、これらの紋様を器に畫いたのだ、と解されてゐる。現代の我々は尊彝といふとすぐ青銅器を思ひ浮べるが、これらは木製乃至陶製の器に畫かれたと考へられてゐたことに注意する必要がある。

凌廷堪は『禮經釋例』中に『禮』、『詩』に出てくる簋、壺などの食器や酒器が陶か木で作られることになってゐることに注意して次のやうにいふ。即ち、『考工記』に旂人が簋を作り、梓人が飲器を作るとあり、簋はまた杭と木扁に作られる。また司尊彝の注に壺も刻してこれに畫くといふから、壺も木製である。また『韓詩』の説に壺は「天子は玉をもつて飾り、諸侯、

大夫はみな黄金をもつて飾る」といふのも木製品を金や玉で飾つたのだ、と。

さて、右の伝統的な解釋のやうな紋様をつけた木製乃至陶製の壘に當る遺物は今のところ知られない。聶崇義の『新定三禮圖』（卷一四）は『鄭圖』に見た所として低い臺のついた深鉢形の器の器側に雞等々を夫々に畫いた容器を雞彝等々として示してゐる（圖1）。『周禮』春官、司尊彝の序官の注に鄭玄は

彝亦尊也、鬱鬯曰彝、彝法也、言爲尊之法也

と、即ち彝もまた尊である。鬱鬯用のものを彝といふ。彝とは法のことで、尊の法となるものといふ意味である。といふから、鄭玄の『舊圖』には彝が漢の尊の形に畫かれてゐたに違ひない。この圖1の低い臺付の深鉢形の器形は、漢の尊の形（圖2）を基本的に踏襲してゐる。この畫は確かに聶氏の言ふ通り、『鄭圖』の系統を引くものと見てよからう。

後漢頃の禮の圖に、右に見たごとき器形の六彝が畫かれてゐたことは大體想像がつくとしても、そのやうなものが先秦時代に實際にあつた器物の面影を傳へたものかどうかといふことになる、これは甚だ可能性が薄からう。その理由はかうである、即ち、『新訂三禮圖』には六種の彝とも器の形は同じ深鉢形で、雞彝（圖1）には器側に大きく一羽の雄雞の側面形が、鳥彝（圖3、上中）にも羽根が身體から外に向つて魚骨のやうに突出した一羽の鳥の側視形が、鬯彝（圖3、上左）には器側に禾本科植物の株が二つ三つ立つ形が、黃彝（圖3、下右）には一對の人間の目だけの正面形が、虎彝（圖3、下中）には一匹の虎の立つた形の側視形が、蜼彝（圖3、下左）には一匹の猿が坐つた形が夫々畫がれてゐる。鳥でも虎でも猿の類でも、先秦時代の青銅器類のデザインに使はれる例は幾らでもあるが、器表の紋様にこのやうに一匹がぼつんと立ったり坐ったりした形で、寫生したやうな様式で扱はれることはない。<sup>(15)</sup>漢代になると動物は自然の姿を寫生したやうな形に表はされるやうになるが、山の中などに遊んだり疾走する姿で何匹かが一緒に小さめに扱はれるのが普通である（圖2、4）。『新定三禮圖』に傳へられるやうな彝の器側の動物はそのやうな群像の中から一匹をとり出した形とみれば、深鉢形の尊の型式から推測される漢といふ年代と合致することになる。かう見てくると、『新定三禮圖』に傳へられるやうな形は實物の手本が全く失はれた後に、恐ら

彝 舟下有 畢



彝 舟下有 鳥



舟 彝 雞



彝 舟下有 雌



彝 舟下有 虎



彝 舟下有 黃

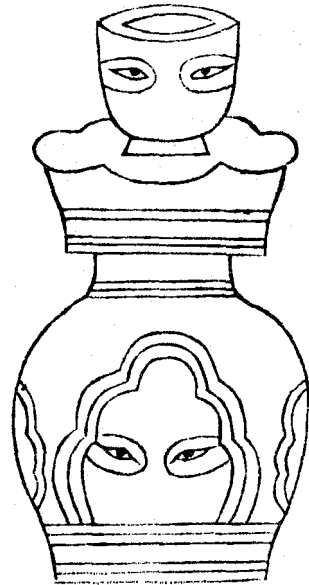


圖3 『新定三禮圖』の鳥彝等

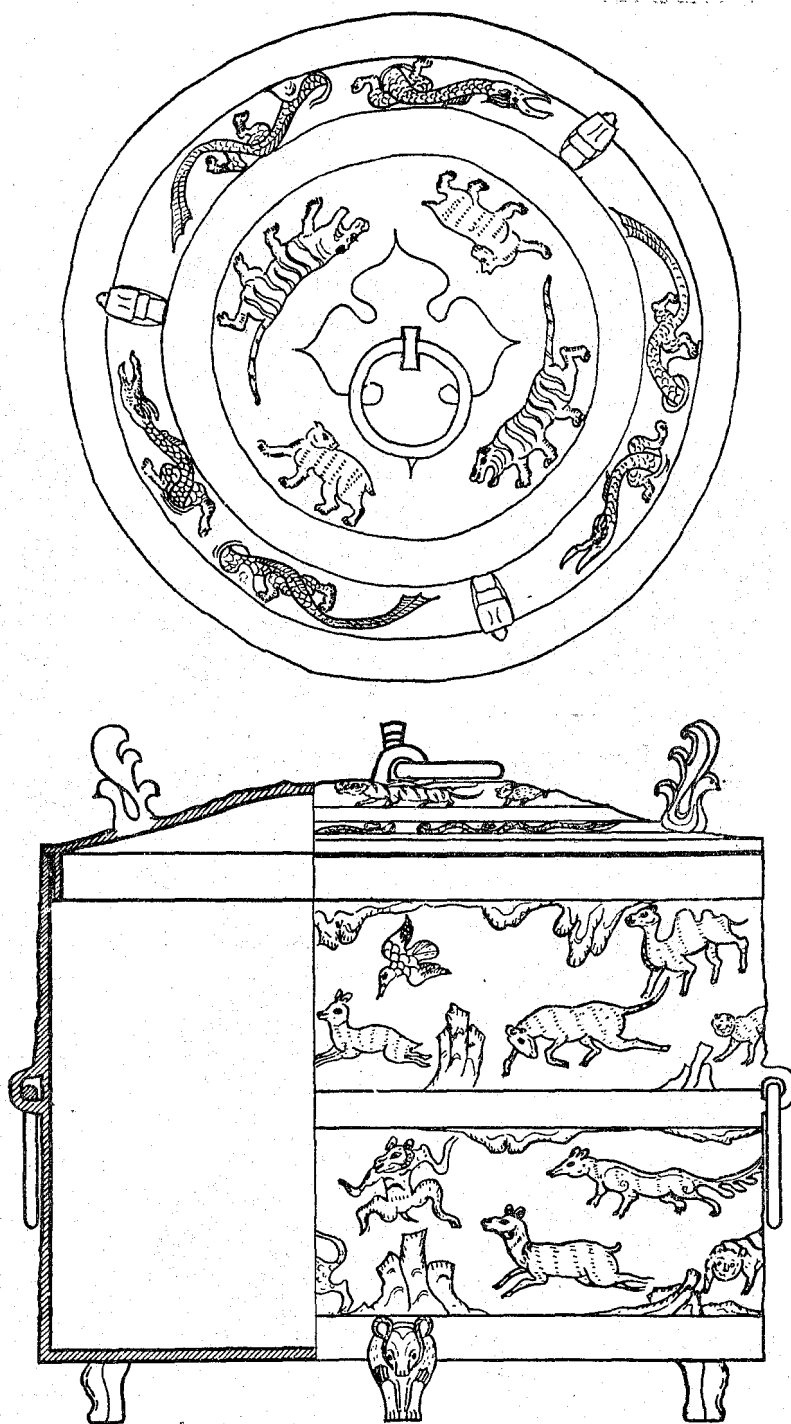


圖4 漢 青銅溫酒尊 右川大川村出土 約2/5

く漢人によって頭の中で想像復原されたものである蓋然性が強い。

後漢時代はその具體的な形についての知識が存在しなかったやうな、かういふ『周禮』の六彝といふものについては、更に進んで、そもそもさういふものは何時の時代にか使はれたといふやうなものではなく、始めから學者が机上で創作したものではなかったのか、といふ疑問も生じて來よう。然し、これは後に論ずる六尊についても言へることであるが、机上で創作した



圖5 西周 大保鳥形卣  
白鶴美術館

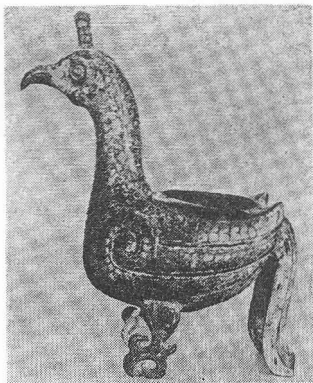


圖6 西周守宮鳥形卣

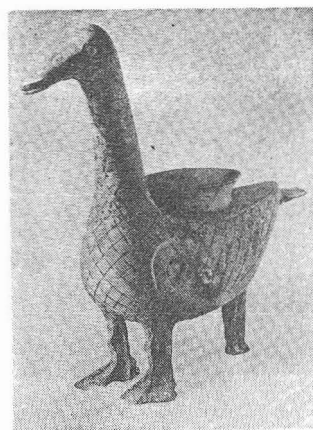


圖7 西周 鳥形尊  
凌源海島營子出土

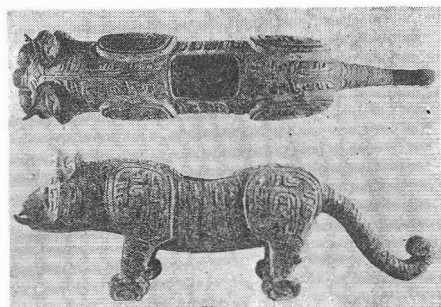


圖8 西周 虎形尊 Courtesy of  
the Smithsonian Institution, Freer  
Gallery of Art, Washington, D. C.



圖9 殷 虎頭飾匜 殷虛5號墓出土

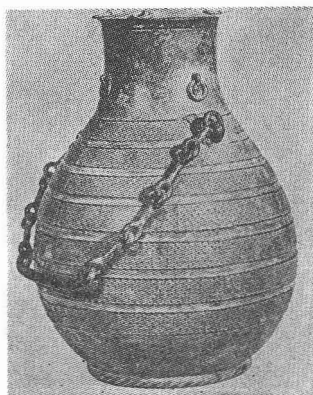
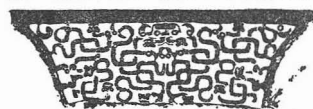


圖10 春秋 米紋壺

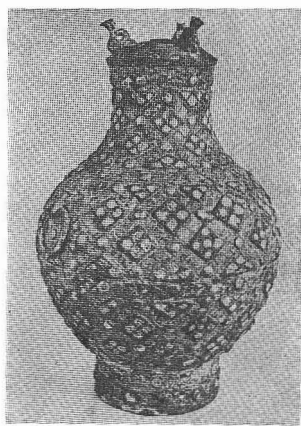


圖11 戰國象嵌紋壺

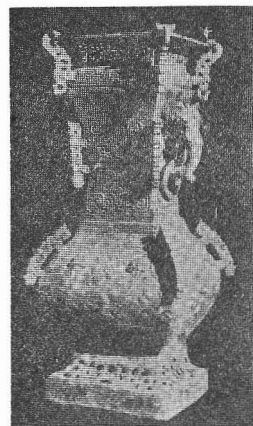


圖12 春秋 透し彫り紋  
蓋壺 侯馬上馬村出土



圖14 戰國 猿飾蓋鍤 北京故宮博物院



圖13 戰國 猛禽形飾 泉屋博古館

ものにしてはその名稱の撰擇が無原則であり、寄せ集めである。六種のうち雞、鳥、虎、雉は禽獸であるが、罍（稼）などといふ植物や黃（目）といった動物の身體部分が混つてきてゐるのである。<sup>(16)</sup>

ここで雞彝、鳥彝等々といった名稱を、その先秦時代の實物についての知識がどうも極めてあやふやだったらしい漢人の注釋などにとらはれずに考へてみると、殷周時代の青銅器中からその名稱にふさはしい容器類が幾らでも見附かる。思ひつくまゝに挙げれば、雞彝ときけば白鶴美術館藏の「大保鑄」銘の鳥形卣（圖5）、鳥彝と聞けば「守宮」銘の鳥形尊（圖6）、凌源出土の鳥形尊（圖7）、虎彝と聞けばフリア美術館藏の虎形尊（圖8）、或ひは虎を蓋に飾つた匱（圖9）、罍（稼）彝と聞けば稼、即ち穀物を象つた「米」紋の壺（圖10）、黃目ときけば塗金のボタン狀の突起を飾つた壺（圖11）等が直ちに思ひ起される。雉彝は雉を彫とすればその絡んだものを蓋のデザインとした壺（圖12）、隼とすれば猛禽の丸彫（圖13）を飾つた大型の容器、猿とすれば蓋に猿を飾つた圖14の鍤が思ひ起される。

このやうに、六彝の名稱は机上で創作されたにしては、殷周遺物の中にそれにふさはしい形、或ひは裝飾をもつた器物がうまうあつすぎる。このことから考へると雞、鳥等を冠した名稱は、右に引いたやうな殷周時代に存在した器物につけられてゐたもので、昔に使はれてゐた實物の形についての具體的な知識が必ずしもその名稱と一緒に傳へられてゐたかどうかは疑はしいとしても、『周禮』の編者がさういった器物の名稱の中から六つを拾ひ上げ、春祠、夏禴等々に割り當てたと考へた方が、『周禮』に残る名稱と殷周時代のその名稱にふさはしい遺物の存在の事實がうまく解釋できさうである。<sup>(18)</sup>



圖15 殷 羊形匱 藤田美術館



圖16 殷 水牛形匱

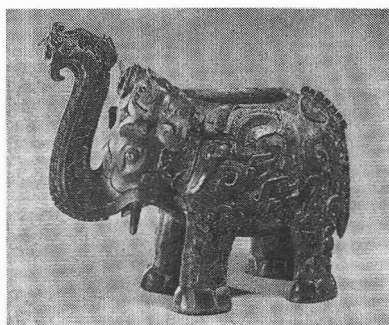


圖17 殷 象形匱 醴陵仙霞公社出土

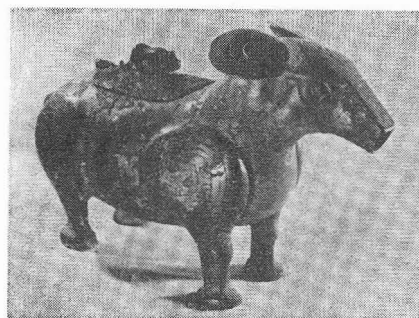


圖18 西周 獾形匱 寶雞茹家莊出土



圖19 西周 水牛形匱 岐山賀家村出土

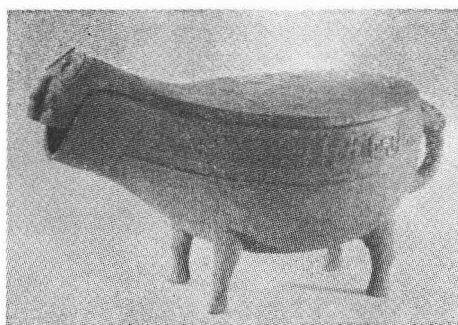


圖20 西周 鹿匱 岐山董家村出土

ここでもう一度右に  
思ひつくままに拾ひ出  
して見せた容器類のう  
ち、全體で動物を象る  
類を考へてみると、右  
に引いた以外にも興味  
深い類のあることに氣  
づく。動物を象った匱、  
および口や鼻が注口と  
なった獸形尊がそれだ  
ある。後者には羊、水  
牛、象、その他想像上  
の動物（圖15—20）な  
どが數へられる。<sup>①</sup>これ  
らの匱や獸形尊は液體  
を注ぎ出すに便な形を  
持つ點、裸に使用され  
るにふさはしい形を持  
つといへよう。液體を

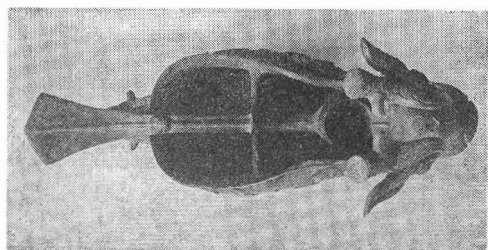


圖21 西周 守宮匱 フィッツ・ウィリアム博物館

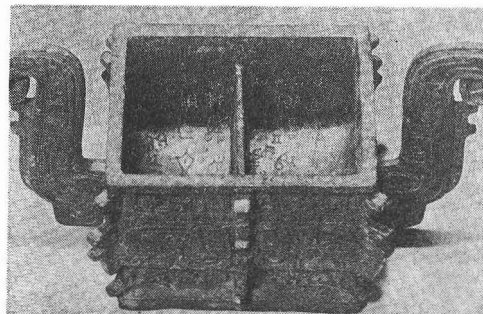


圖22 西周 師遽方彝 上海博物館

注ぐに便な器といふと、手を洗ふ時に水を注ぐといふ用途も考へられるが、その古い用法を限定する上で守宮匱は重要である。この匱は圖21に見るやうに中が仕切りで二つに分けられ、料を仕切り板に載せたまま蓋ができるやうになってゐる。西周中期の方彝で同様中に仕切り板があり、蓋に二つの切り欠きがあつて、料を各仕切りに一本づつ突っ込んだまま蓋ができるやうになつたものとしては師遽方彝(圖22)、盥方彝<sup>(20)</sup>(乙)が知られる。これらの器が二つに仕切られてゐるといふのは、二種の液體を入れるに使はれたことを示す。祭祀で使ふ二種の液體といへば、玄酒(水)と酒といふものもある。然しこれは多くの人の飲むものであつて前引の器はそれのためにはあまりにも小型である。さうするとこれは鬱の煮汁と鬯を入れるものではないかと想像せしめる。裸には少量で足りるからである。<sup>(21)</sup>盥方彝の場合、乙器には仕切り板があるが甲器にはない。乙器の仕切りの兩側から夫々に添へられた料で鬱の煮汁と鬯を汲み出し、甲器で調査したと考へられる。守宮匱の場合は料は一本である。この場合は一方の仕切りから鬱の煮汁乃至鬯を汲み出し、別の仕切りの中の鬯乃至鬱の煮汁に混和したと考へられる。更に考へてみるに、守宮匱の仕切りは圖21に示したやうに、注ぎ口の軸

と直角の方向に入つてゐる。鬱の煮汁と鬯が混ぜ合はされるとしたら、把手のある側から注ぎ口の側に液體が移され、混和されたものは注ぎ口から流し出されたに違ひない。鬱鬯が注がれるのはいふまでもなく裸の場合である。注がれる容器は宗廟の裸の場合は補注に記した通り、瓚といふ柄のある臺付コップ（同73—77）である。守宮匱はこのやうな容器に鬱鬯を直接注ぐのに便利な形をしてゐる。以上守宮匱が裸に使はれたことが推定されるに至つたのである。

守宮匱は仕切りのある點特異であるが、中に仕切りのない通常の匱についても、別の器に用意された鬱の煮汁と鬯が守宮匱と同じ様子の中で混和され、それが注ぎ口から注がれて裸が行はれたと推論することは正當と考へられる。この推論を裏づけるものとして匱が西周時代の金文でまた盃と呼ばれてゐる事實があげられる。例へば一九七五年岐山董家村發見の饕匱（圖20）に「用つて旅盃を作る」といふ。<sup>(22)</sup>西周後期前半頃の器で、西周後期に普通になる四本の獸足を持った型式であるが、殷西周前期に多い、注口の部分に獸頭を飾つた過渡的な型式の器である。

ところで盃といふと殷から西周にかけて使はれた青銅容器で、鼎狀、鬲狀、ないし鬲鼎狀の器の側に筒狀の注口が付き、その反對側に鑿の附いた容器で、銘に自名する例も多く、同時代にその名で呼ばれたことが知られてゐる。この盃の用法について王國維は「說盃」において、<sup>(23)</sup>『說文』に「盃は味を調するなり」といふが、盃といふ器は端方舊藏の寶雞一括出土と傳へられる器の中に混つてゐる所からこれは食物の味を調するものではなく、酒器であることを推論し、玄酒（水）と酒を混ぜるに使はれるものと考へた。これに對し筆者は無味無臭の水とそれのある酒とを混ぜることは「和」といふ觀念に當てはまらない。酒と鬱の煮汁を混ぜるのであればその觀念に適合する。春秋末から戰國時代に多い鏃は西周の盃から轉化したものと考へられるが、鏃は漢時代に鬱の煮汁を作るのに使はれたと考へられてゐる。これらのことから盃は鬱を煮て汁を作り、鬯と混和するに使はれたものであらうと考へた。<sup>(24)</sup>匱にも鬱の煮汁と鬯とを混和するといふ用途があつたとなれば、匱が盃と呼ばれることがあるのは、両者が同様な用途を持ったからだ、といふことでうまく説明されることになるのである。

以上によつて次のことが明かになつたと考へる。即ち、『周禮』の司尊彝で裸に使はれるとされる六彝で動物名を冠するも

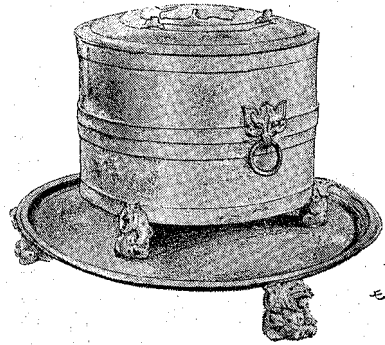


圖23 漢 尊と承旋

のは、そのやうなものが先秦時代にあったとしたら、漢代の注釋家が考へたやうな、容器にその動物を畫いたものなどではなく、それらの動物の形を象つた容器でなければ實際の遺物に合わないが、殷周時代のその類の容器の内で匱が裸に使はれた、といふことである。『周禮』に器種名として出てくる彝といふやうなものは殷周時代に知られず、彝は古典でも金文でも常に祭祀用の器の總括的な名稱としてだけ使はれてゐることは最初に注意した所であるが、かうなると『周禮』の六彝の彝は周時代には匱と書かれた器であり、彝は假借、匱がその本字と考へると、『周禮』の彝といふ特殊な器種名に關する不審が解消する。

殷から西周後期まで——證據がなくなるので明らかでないが、或ひは更に後の時代まで——鳥とか虎とかの形を象つた匱があり裸に使はれてゐた。それらは鳥匱、虎匱と呼ばれてゐて、實物が作られなくなり、傳世品も絶えた後にもそれについての傳承は残つてゐた。その傳承に基づいて『周禮』の編者が六彝をでっち上げた、といふことになる。

『周禮』の司尊彝の彝を匱の假借と考へると好都合なことは、司尊彝の各種の彝について「みな舟あり」と記されてゐる事實である。注に「舟は尊の下の臺にして、今時の承槃のごとし」とある。鄭玄が彝もまた尊の一種と考へてゐたことは前引（一〇頁）の通りであるが、「今時」といはれる漢代の尊とその承槃は圖23のごときものである。<sup>(26)</sup> すぐ次に記すやうに、匱は西周後期頃から盤とセットで作られるやうになる。彝にみな漢代の承盤のごとき器を伴ふ、といふのは、彝を匱の假借とした時、匱が盤と必ずセットになつてゐるといふ西周後期——戰國の遺物の示す事實を傳へたものといふことになるのである。<sup>(27)</sup>

ここで疑問が起ると思はれるのは、それでは何故匱と書かずに彝といふ假借の字が使はれてゐるか、である。それは恐らくかうであらう。即ち、匱という器種は春秋戰國から漢までも、この名稱でもって使はれつづけ、『儀禮』では専ら食物や飲物の器を扱ふ前に手を洗ふこと、即ち盥に使はれることになつてゐる。匱といふ字は裸に用ゐる器としてはふさはしくないと考

へられた。そこで尊彝の彝といふやうな重味を持った文字が假借として選ばれた、といふことである。

もう一つの重大な疑問は、さうすると何時、どういふことで裸に使ふ祭器が手洗い用の水指しに變つたのか、といふことである。銘文に「盥匱を作る」と明記する例は、現在知られる所では春秋中期後半に始まる。子叔穀匱<sup>(28)</sup>、公孫詔父匱<sup>(29)</sup>などがそれである。盥を行ふには、『儀禮』に記される所では、匱から水を手にかけてもらひ、水は下に置いた盤で承けるのである。そこで盤と匱とがセットになつてゐれば、これは禮に記される方式で盥に使ひうるのであるがあるが、さういふセットであれば西周後期に遡る。例へば霤匱と霤盤<sup>(30)</sup>で、「顯盃」「顯盤」と記される。匱を盃と稱する例の一つである。容庚は顯を沐<sup>(31)</sup>（顔を洗ふ意）と釋してゐるが、別に考證もない。然し西周後期の早い時期に匱と盤が盥用に使はれ出した可能性は大である。注口に頭が来るやうな形で動物を象つた蓋附の匱は、春秋時代にも若干見出され、その傳統はつづいてゐるが、普通には霤匱のやうな簡素な紋様のものが作られるやうになる。後にずっと作られ續けることになる青銅盤匱のセットが成立するのがこの時期らしいことがうかがはれる。ただ、盥用に使はれうる匱と盤のセットが出現したからといって、これが禮の書に記される通りに使はれたかどうかは斷じえない。それはかうである。

赤塚忠氏<sup>(34)</sup>は『荀子』禮論<sup>(35)</sup>、『禮記』郊特牲<sup>(36)</sup>を引いて祭祀には酒を供へるよりも水を供へるのが古禮であるといふ傳承があり、『史記』周本記に武王が紂を討ち、その戦勝を社に報ずる祭禮の次第を述べた條に、毛叔鄭が明水を奉じ、茲（席）を布く衛康叔封に先んじてゐるのも、神の降る席に酒でなく水を使って灌を行つたか、さうでなければ水を供へたものと推定する。そして『儀禮』の士虞禮等戸<sup>(37)</sup>を設ける祭禮で戸が門内に設けた匱の水で盥<sup>(38)</sup>ふのは、降神の灌禮に用ゐた水をもつて戸を聖化し、水に來臨した神靈と戸を一體化させるものではなかったか、と考へる。

案ずるに、關係資料の乏しい問題であり、赤塚氏の解釋も證據不十分の憾を脱れない。然し次のこと位は確かなことと言へよう。即ち、先秦時代に古い祭禮にただの水ではなく、神聖な水が酒と平行する用途を持ったと信ぜられてゐたことである。この所信が正しいとすると、先に裸用として鬱と鬯とを混和し、注ぐのに使つたと考へた匱が、この酒の代りにまたこれのも

つ靈力<sup>(38)</sup>に匹敵する力を持った水——明水——を、それと平行する用法をもって使用するのに用ゐられたことも、大いに可能性のあることと考へられる。

然し、そのやうな靈力を持った水が、裸用の器を使って注がれた、といふことについては次のやうに解釋さるべきと思はれる。即ち、『周禮』春官、鬯人に

大喪之大澗、設斗共鬯

と、即ち王や後の喪の時に死體を浴する時はひしやくを設置し、身體に塗る鬯を呈供する、とあり、また

凡王之齊事、共其秬鬯

と、即ち凡そ王が齋戒する時は、身體に浴びる秬鬯を呈供する、とある。大喪に際して使はれるのは、賈疏に指摘されるやうに鬯の煮汁を混ぜた鬱鬯であるが、ここで注目されることは鬱鬯や鬯が王や後の身體を清めるのに使用されてゐることである。同じ鬯人にはまた

凡王弔臨、共介鬯

と、即ち鄭司農の解釋によれば——孫詒讓は正義にこの説の方が鄭玄の解釋よりよいとするのであるが——王が下臣の弔に臨む時は、身體にそそぎかけて行くための鬯を呈供する、とある。この場合は孫詒讓がいふやうに、死の穢濁を辟けるために使はれたと考へられる。禮書には残らないが、祭祀において主役を演ずる人達の手を鬱鬯乃至鬯で清め、聖化する儀式も當然のこととして想定できるのではなからうか。もしそのやうな儀式をとり行ふとしたら、當然裸に使はれたと同じ匱がそれにも使用されたに相違ない。何かの事情によって鬯の代りに神聖な水を使用する清めが行はれるやうになつた後も、裸の器である匱が、相變らず使はれつづけ、遂にこれが盟の器として残った、といふのがその由來である。

次に同じ司尊彝に出てくる六種の尊について検討してみよう、先づ獻尊。これについては注に引かれる鄭司農の説に

獻讀爲犧、犧尊飾以翡翠

と、即ち獻は犧と讀みかへるべきで、犧尊とは翡翠を飾ったものだ、といふのである。翡翠は『辭海』によると Halcyon *Coromanda* (和名アカショウビン) でカハセミ科の鳥である。長さ九寸餘、カハセミに似、體の上面は赤褐色、臀部の中央と上尾筒は白色のすぢがあり、また青い斑が混る。山中の木の洞に巢を作り、昆虫を食ふ。『本草綱目』には『爾雅』の鷦鷯はこれだ、といふ。曇天の日に鳴くことが多いので日本では雨の前ぶれといはれ、雨乞鳥といふ地方もある。とはいへ、馬瑞辰は犧を翡翠とするについては根據がない、と言つてゐる。<sup>(39)</sup>

別に『詩』、魯頌、閟宮「犧尊將々」の毛傳には

犧尊有沙飾也

と、即ち犧尊とは沙飾のあるものだ、といふ。馬瑞辰はこの沙飾の沙は疏と音が通じ、『周禮』典瑞の「疏璧琮」の疏と同じで、透し彫りの意味であることを詳細に考證してゐる。<sup>(40)</sup> 是と思はれる。

鄭玄はまた別に「沙飾」について<sup>(41)</sup>

畫尊作鳳羽、婆娑然、故謂娑尊

と、即ち尊に彩色として鳳凰の羽根を畫いて、それが婆娑然としてゐる。そこで娑尊といふのだ、といひ、また『禮記』明堂位の

「尊用犧象」の注に

犧尊以沙羽爲畫飾

と、即ち犧尊は沙の羽根を彩色の飾りとして畫く、といひ、その疏に引かれる『鄭志』に

# 獻 義 尊 阮 氏 獻 義 尊 鄭 氏

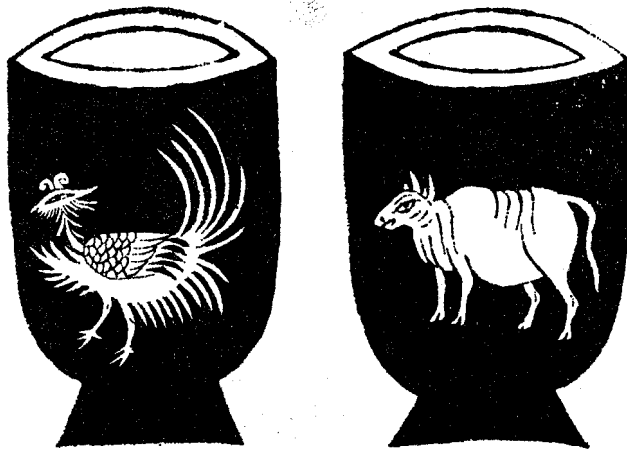


圖24 『新定三禮圖』の犧尊

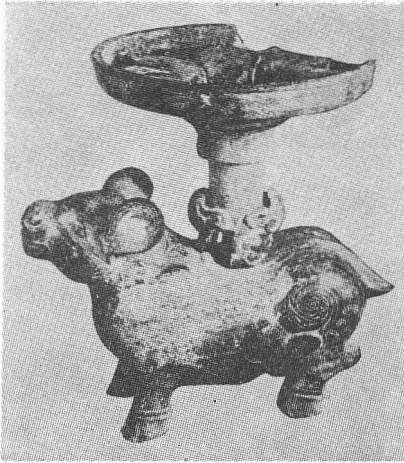


圖25 春秋 獸形容器 汲縣山彪鎮出土



圖26 春秋 獸形豆 三門峽市上村嶺出土

刻畫鳳皇之象於尊、其形婆娑然

と、即ち鳳皇の像を尊に彫刻して彩色してあるが、その形は婆娑然としてゐるのだ、といふ。この鳳凰の羽根ないし鳳凰を畫き、その形が婆娑然としてゐるといふ説であるが（圖24左）、これについても馬瑞辰はその由來がわからないといふ。全く、その形が婆娑然としてゐるから沙といふ形容でその尊を名づけたなどといふのも、いかにもこぢつけ臭い。

他に『禮記』、明堂位の前引の條の疏に漢の阮諶の『禮圖』に

犧尊畫以牛形

と、即ち犧尊は牛の形を畫いたものだ、といふのを引く（圖24右）。案ずるに、犧牲に使はれる家畜が先秦時代の容器の主要な裝飾モチーフに使はれる例はない。これは望文生義の説にすぎない。

また『左傳』定公一〇年の「犧象不出門」の疏に王肅の説として

犧尊象尊爲牛象之形、背上負尊、魏太和中青州掘得齊大夫子尾送女器、爲牛形而背上負尊、古器或當然也

と、即ち犧尊、象尊は牛や象の形を作り、背上に尊を負はせたものである。魏の太和中に青州で齊の大夫の子尾が娘に贈ると銘に記される器を掘り出したが、牛の形に作られ、背上に尊を負ってゐる。古代の器もこのやうだったに違ひない、といふのを引く。王肅の記すごとき、何かの動物が容器類を負ふ形の器は確かに存在する。例へば汲縣山彪鎮一號墓出土の獸形容器（圖25）とか陝縣上村嶺一七

○四號墓出土の「獸形豆」(圖26)のごときである。然し王肅が「牛」といふのは、水牛か何か、牛に似た動物を見誤ったものと考へられる。また阮誥の説は望文生義の解釋にすぎない。黃以周<sup>(42)</sup>は後世『博古圖』の作者が王、阮の説によって犧尊の名稱を使用してゐるのは誤りだといふが、その通りである。

以上、犧尊についてはこれを透し彫りの紋様で飾られた尊、とするのが妥當な解釋である。

次に象尊。司尊彝の注には鄭司農の説として

象尊以象鳳凰、或曰、以象骨飾尊

と、即ち象尊は鳳凰を象ったものだ。別の説では象骨で尊を飾ったものだ、といふ。前者の解釋について黃以周<sup>(43)</sup>は、この「象」は象服の象と同じだとしてこれに賛成してゐる。象服とは『詩』鄘風、君子偕老の「象服是宜」の毛傳に

象服、尊者所以爲飾

と、即ち象服とは身分の尊い者の飾りとして着るものだ、といひ、また鄭箋に

象服者謂揄翟闕翟也、人君之象服、則舜所云、予欲觀古人之象、日月星辰之屬

と、即ち、象服とは揄翟、闕翟といったキジの類を紋様にした衣服のことをいふ。人に君たる者の衣服である。『尚書』、皋陶謨に舜が「予は古人の圖象、日月星辰……を觀せようと思ふ」、といったものがこれである。といふ。象服とはキジその他の圖像をアブリケや手描き、刺繡などで衣服に表はしたものである。象尊とはすると、傳統的なモチーフの紋様を圖像の形で表はした尊といふことになる。

前引の鄭司農の引く或説の方の象骨で飾った尊といふと、象骨、即ち象牙<sup>(44)</sup>で裝飾を施した尊といふことになる。

次に壺尊。司尊彝の注に鄭司農は

壺者、以壺爲尊、春秋傳曰、尊以魯壺

と、即ち壺尊とは壺を尊に使ったものである。春秋傳に尊には魯壺を使った、とあるのはそれである、といふ。「壺」といふ

器種は春秋時代の青銅器の銘文に自名する例が多く、よく知られる通りである。春秋傳の引用は『左傳』昭公一五年の傳の文。晉の荀躒が周に行つて穆后を葬った後、王は彼と宴を開いた。その時魯壺（魯から獻上された壺）を尊に使ったといふ記事で、壺を尊に使ふといふ證據に引いたのである。これは壺を使った尊といふ器種名による命名。

次は著尊<sup>チヤク</sup>。鄭司農は司尊彝の注に

著尊者著略尊也、或曰、著尊著地無足、明堂位曰、著殷尊也

と、即ち著尊とは著略な尊のことである。別の説では、著尊とは器體が地に著く尊で足がないものだ、と。『禮記』の明堂位には著（尊）は殷の尊だといふ、とある。孫詒讓はこの條の『正義』に著略といふのは蓋し漢代の常語だらうといひ、この場合紋様が簡略だといふことだらうか、といふ。具體的にどのやうなものを指したか、これではわからない。また或説のごとく、足がなくて器體が直接地に著く尊といふのなら、何か別の表現がありさうに思はれる。

一方、孫詒讓は採らなかつたのであるが、『史記』の十二諸侯年表の序および宋微子世家の『索隱』に殷の紂王が始めて象箸を作ったといふ象箸を象尊と著尊に當てる説<sup>(45)</sup>を引く。紂が作った贅澤品といふことになる、さきの簡略な尊といふのと全く話が變つてくる。

次は大尊。鄭司農は司尊彝の注に

大尊、太古之瓦尊

と、即ち大尊は太古の型式をもつた素焼きの焼物の尊だ、といふ。孫詒讓は『正義』に『儀禮』、燕禮に「公の尊は瓦大」といひ、『禮記』、禮器に「君の尊は瓦甒」とある瓦大、瓦甒がこの大尊に當る、と言つてゐる。前引司尊彝の注の先に、これはまた『禮記』、明堂位に

泰、有虞氏之尊也

と、即ち泰（尊）は有虞氏の使つた尊だ、といふ泰尊に當るとされてゐるが、明堂位の注にも

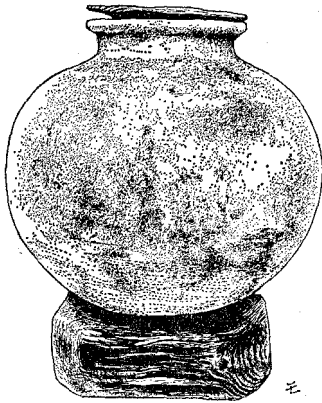


圖27 漢 貯藏用のつぼ 平壤  
王光墓出土

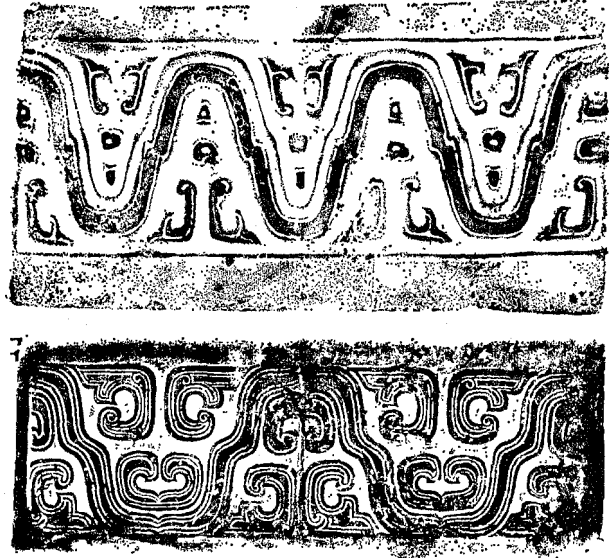


圖28 山紋 上 西周 下 戰國

#### 泰用瓦

と、即ち泰尊は素焼の焼物で作る、と記される。大尊は素焼の焼物で作られる所に特色があると考へられてゐたことは確かかやうである。

また「瓦大」については燕禮に

君尊瓦大兩、有豐

と、即ち君の尊には瓦大二つを使ふが、豐がついてゐる、といひ、また『儀禮』、聘禮の記にも

瓦大一、有豐

と、即ち瓦大一個で豐がついてゐる、とある。豐とは前者の注に

豐形似豆、卑而大

と、即ち豐の形は豆(たかつき)に似て丈が低く、直径が大きい、といふごとくで、日本の彌生式土器の器臺に相當する器である。かういふ物を伴つてゐるといふのは、瓦大といふものが圓底の、恐らくつぼの類であつたらうことを示す。土器の圓底のつぼの類は、しほからの貯藏用として、漢代にも上をくぼめた木の臺の上に載せて使はれてゐる。(圖27)。漢代の注釋家にとって瓦大が質素な器物だといふ實感は十分あつたに違ひない。なほ『新定三禮圖』に「太尊」として平底の、足のない漬物甕のやうなものが畫かれてゐるのは、文獻の記載とも合はない。次は山尊。司尊彝の注に鄭司農は

# 山尊、山壘也

と、即ち山尊とは山壘のことである、といひ、『禮記』明堂位の

## 山壘、夏后氏之尊也

と、即ち壘は夏后氏の使った尊である、といふのを引く。鄭玄は注のつづきにこれを補足して

## 山壘亦刻而畫之、爲山雲之形

と、即ち山壘もまた彫刻して彩色を施し、山雲の形を表はしたものだ、といふ。ここにいふ山雲とは漢代の象嵌紋とか刺繡に見るやうな、雲氣とも山とも解されるごとき紋様をいふに違ひない。その先祖に當る西周から戰國時代の山紋（圖28）については以前にくはしく論證したのでここにはくり返さない。

以上にみた所によると、『周禮』司尊彝の六種の尊といふものはまたひどくテンデンバラバラのものである。獻尊、象尊は夫々透し彫り、彩色の圖柄といった、裝飾の技法によつて名づけられたものであるに對し、山尊は明かに技法とは關係なく、紋様の種類によつて命名されてゐる。一方これらと並んで壺尊、大尊などは「壺」とか特定の形の素燒の燒物の器とかいった、器の型式で呼ばれてゐる。そしてそれらと共に著尊などといふ、どういふものかろくに所傳もないやうなものが入つてゐる有様である。かうみるとこれは、何らかの祭器使用の傳統に關する系統的な知識ないしはそれについての記録があつて整理が加へられた、といった性質のものとは到底考へられない。

一方、六彝の場合もさうであつたが、これらの名稱がいい加減に机上で創作されたものかといふと、著尊のやうな十分に規定されないものは別として、さうとばかりはいへないものが目につく。透し彫りの紋様のある「獻尊」といふと、漢代の尊（圖2、4）のやうな鉢形の尊に透し彫りがあつては酒の容器としての役を果さないから、壺尊の型式とすれば、蓋に透し彫りの飾りのあるものは例へば梁其壺（圖66）のごとく西周時代後期に始まり、春秋中期から戰國の青銅壺にいくらでも例がある。

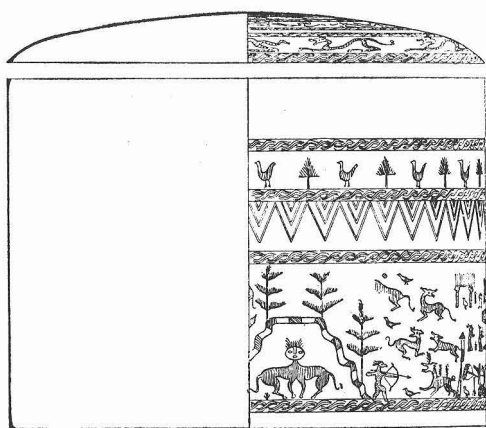


圖29 春秋 畫像紋尊 汲縣山彪鎮出土

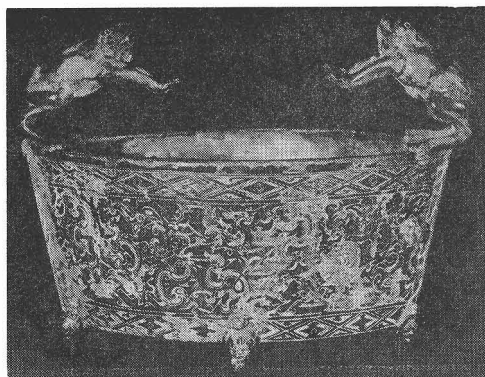


圖30 戰國 動物紋尊



圖31 春秋 透し彫り紋蓋壺 汲縣山彪鎮出土

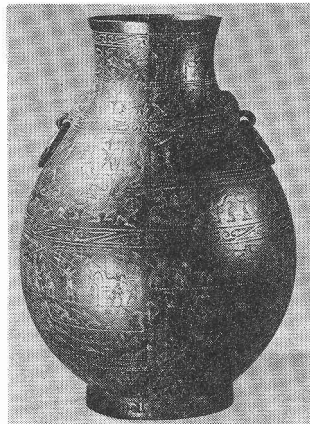


圖32 春秋 畫像紋壺 北京故宮博物院



圖33 戰國 山紋壺 臺北故宮博物院

例へば圖31は汲縣山彪鎮一號墓の例である。<sup>48</sup>漆器のこの型式の壺の明器については次章で記すが、木製——恐らく漆を塗り、乾性油と顔料で彩色を施した<sup>49</sup>——犧尊については『莊子』天地篇に

百年之木、破爲犧尊、青黑而文之

と、即ち百年もの大木を切り割って犧尊を作り、青と黒で紋様をつける、といひ、また『淮南子』俶眞訓に

百圍之木、斬而爲犧尊、鏤之以刮刷、雜之以青黃、華藻鏤鮮、龍蛇虎豹、曲成文章

と、即ち百かかへもあるやうな大木を切つて犧尊を作り、之に彫刻刀で遞し彫りの紋様を刻み、青や黄の彩色をする。花や矢筈形、塗金の鱗紋、<sup>51</sup>龍や蛇や虎や豹のモチーフがつぶさにあやをなす、と記される通りである。犧尊の裝飾ではないが、彩色の木彫といふと、江陵望山一號

墓出土の鳥、鹿、蛇の木彫彩色の小屏<sup>(50)</sup>が思ひ起される。また畫像の紋様のある「象尊」といへば、同じく山彪鎮一號墓の刻紋の畫像紋のある銅尊（圖29）や、縁に蛙が二匹ついた動物紋の尊（圖30）等、鉢形の尊が思ひ起される。更にこの象尊が壺尊の型式のものとすれば、春秋後期から戰國にかけての畫像紋壺の例は多い（圖32）。また山紋のついた罍、「山尊」としては、肩に龍の絡まった山紋を飾る青銅罍（圖33）がある、等である。

かうみると、これら六種の尊も、ここに見るやうな名稱のものが過去に存在したことが『周禮』の編者に知られてはゐたが、それらの器がどういふ型式、紋様のもので、實社會でどのやうな使ひ分けがあつたのかといふやうなことは既にわからなくなつてゐたので、これらを適當にふり分けた、といふのが實際のところではなかつたか、と考へられる。

### 三、春秋後期—戰國の祭器

前節の所論に大凡誤りがないとすると、『周禮』の中に残された祭器についての記載は、完全な忘却からは僅かに脱れたものの、實際の器物からは遊離してしまつた、抽象的な知識を基にしたものに過ぎないことが明かになつたと考へる。

これはいぶかしいことである。一體、周初には所謂分器が行はれて魯、衛、晋の家には由緒ある器物が配分されてをり、また『左傳』の記事などから知られるやうに、春秋の諸侯の廟にも古い彝器が藏されてゐて諸侯相互で贈與ないし略奪の對象となつてをり、<sup>(53)</sup>儒教の開祖である孔子も宗廟の器物——當然古いものも含まれてゐたらう——について好奇心を持つてゐたといはれる。同時代の人間であれば、當然禮に使用される器物の種類、名稱、用法について具體的な廣い知識を持つてゐたはずである。かう考へると、『周禮』の編者は春秋時代迄の人間ではないらしいといふことになる。それでは春秋以後、どの時代にまで古い時代の祭器についての知識がどういふ形で残つてゐたか。かういふ問題については文獻資料は無力である。この章ではこれを考古學遺物の方から檢證してみることにしよう。

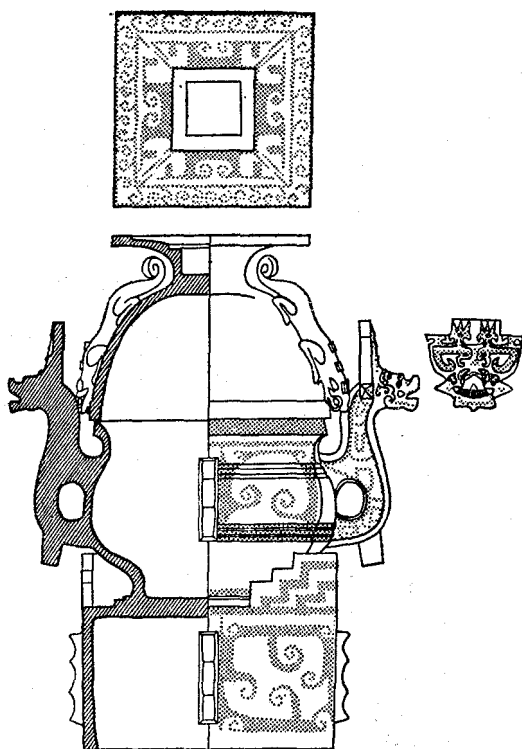
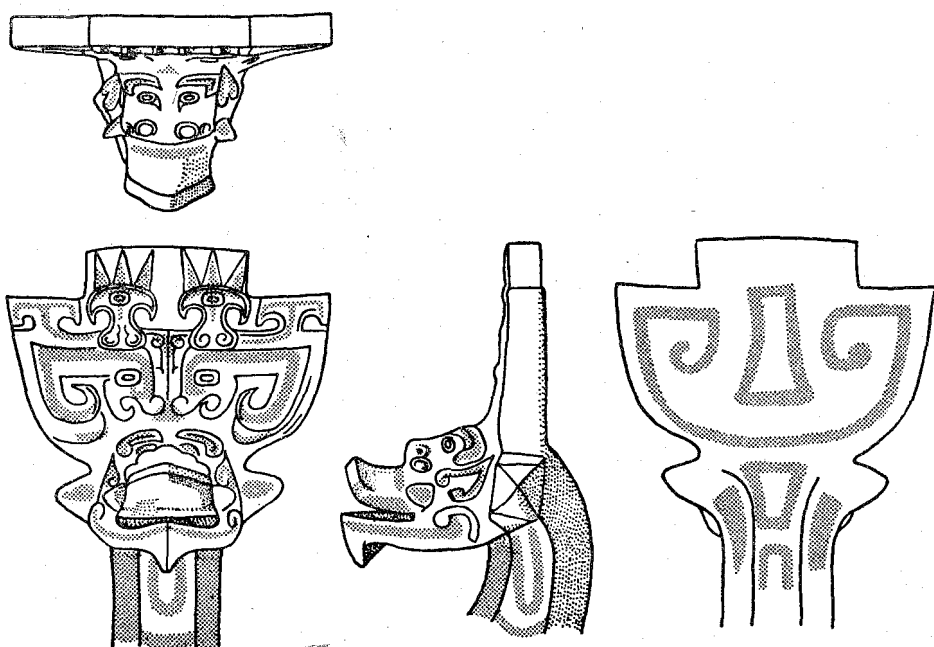


圖34 戰國 陶彝 易縣燕下都出土  
下 約 1/7

先づ河北省易縣、燕下都一六號墓の彩色陶製明器をとり上げてみよう。その年代については後にまた觸れるが、鐵器が出てゐることから戰國以後、といふ位のことはずぐ考へられよう。

この墓から發見された陶製明器には、壺とか盤のやうな、通常この時分の墓から見出されるものの他、特異な器形のものが多い。今それら總てについて器形や附加的裝飾について説明することは困難であるが、その内の若干をとり上げて検討してみたい。圖34は有蓋の簋である。このやうな高い蓋のついた遺物は今の所他に知られな



圖35 西周 利簋 臨潼零口公社出土



圖36 西周 白者簋  
Courtesy of the Smithsonian,  
Institution, Freer Gallery of  
Art, Washington, D. C.

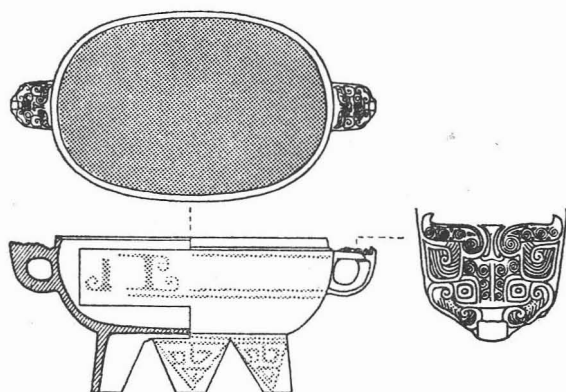


圖37 戰國 陶甕 易縣燕下都出土 約1/7



圖38 西周 卣提梁龍頭飾  
白鶴美術館

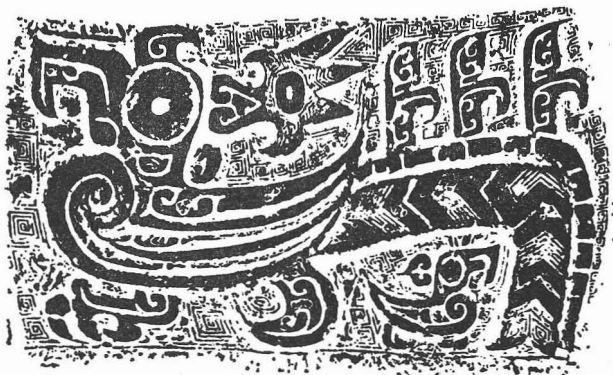


圖39 西周 父丁卣鳳凰紋 上海博物館



圖40 西周 盤龍紋 天理參考館

いが、これを除けてみると明かに西周初の青銅器にヒントを得たものであることが氣附かれる。それはかうである。圖34上に示した大きな耳——向き合った龍の形をとる——は、例へば圖35の利簋に見出される。よく知られるやうに武王克殷のことを記した銘をもつ西周初の器である。圖35は寫眞が不明瞭であるから、圖36に相近い時期の例を引いた。

圖34の簋の蓋や器、方座などには彩畫で紋様が畫かれてゐる。青銅器には鑄造にせよ象嵌にせよ、このやうな大ぶりの紋様がつけられることはない。恐らく木胎に漆を塗り、紋様を畫いたものを寫したものと見られる。同様な渦紋を基本とする紋様は豆、壺<sup>(56)</sup>（圖50）、罍、盤<sup>(57)</sup>（圖48）簠<sup>(58)</sup>（圖37）などにつけられるが、鼎にないことも、この推測を裏づける事實である。この明器に寫された紋様の年代であるが、圖34下や50の主要部を飾る大ぶりの渦紋については、今の所これと比較すべき適當な資料を思ひつかない。然し圖34の簋の蓋のつまみの四方の縁を飾る紋様は特徴的なものである。即ち、細い帶の兩側から内に向つて蕨手狀の渦紋が交互に出てゐるのであるが、この手の紋様は前六世紀後半の青銅器に特徴的なものである<sup>(58)</sup>。また圖37の陶簠の足には彩畫で三つの渦紋を入れた三角形の紋様要素が見出される。この紋様要素も同じ時期の青銅器に特徴的なものであり、また同時期の漆器にも使はれてゐる<sup>(59)</sup>。これらの點からみて、圖34の明器の原形となつた漆器は、前六世紀後半の作と推定される。この時代にこの明器の原形となつた漆簋を作るには、圖35、36のごとき西周前期の簋が製作者の身近にあつて、それが手本にされた、としか考へられない。ここに見るやうな形の一對の龍形の耳をもつた龍頭を飾る簋は、西周前期以外に知られてゐないからである。

ところで、圖35、36の簋の蓋の龍頭につく一對の龍は、先の尖つた葉狀の耳をもつ點、圖34に見るものと小異がある。即ち後者は目玉つきの茸形の角に三つの尖りが出てゐる。このやうな形は、例へば圖39に引いた卣の器腹の鳳凰の頭に見出される。この器も簠の型式からみて<sup>(61)</sup>西周前期頃のものである。これは鳳凰であるが、龍頭にこの形の角のつく例は圖38の卣の提梁の下端にある。これも西周前期の卣であるが、やや時代の晚いものである。この例では丸彫のため、表現に小異がある。圖38、39の例では茸形の角の上部につく目がいづれも半肉彫である。圖40はそれが平面的な表現になつた例である。盤の部分の型式か

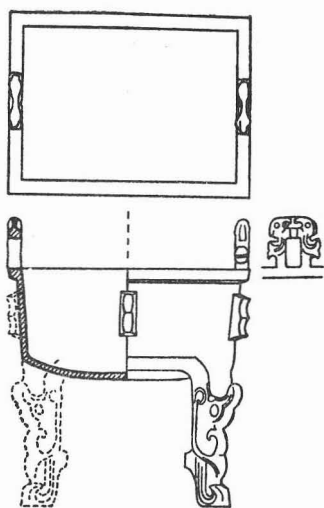


圖41 戰國 陶方鼎 易縣燕下都出土 約 1/9

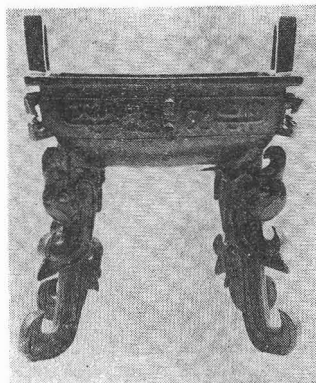


圖42 西周 扁足方鼎 遠東博物館



圖43 西周 扁足鼎  
The Minneapolis Institution of Arts, Bequest of Alfred F. Pillsbury

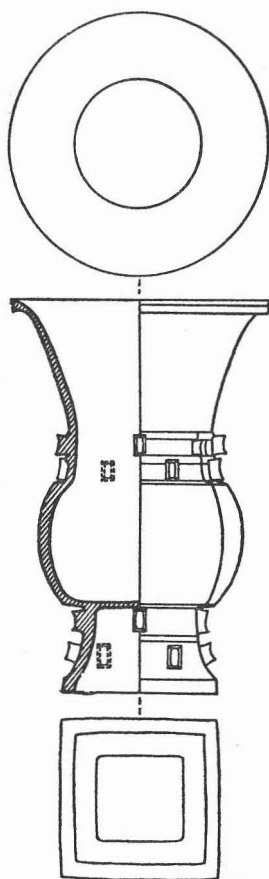


圖44 戰國 陶尊 易縣燕下都出土 約 1/6

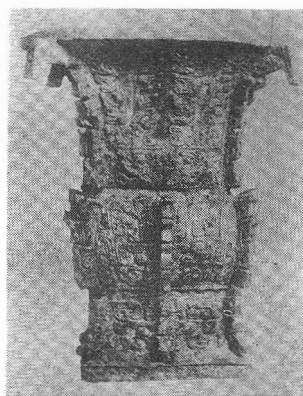


圖45 西周 令尊 臺北故宮博物院



圖46 西周 匱侯鼎 房山琉璃河出土



圖47 西周 鬲 黑川古文化研究所

らみて西周中期に降るものである。圖38、39に示したやうな尖りのついた目玉つきの葺形の角は、これ以後の例が知られてゐない。この點も圖34上のやうな獸頭の表現が、西周前期頃の實物を身近に置いて作られたものであらうといふ、先の推測を傍證するものである。

次に同じ燕下都一六號墓出土の圖41を見てみよう。方鼎で足が鳥の形になり、耳にも向き合つた鳥が一對飾られてゐる所に著しい特色がある。かういふ深い方鼎の扁足鼎といふと、今の所知られるのは殷墟五號墓出土の例であるが、足が鳥でなく、小龍の形になつてゐる。三足のものであれば殷から西周前期のものが多く知られる。然し足が鳥になつてゐても、嘴を外に向けたものが普通で、燕下都のものごとく、嘴を内に向けるものといふと、圖42のやうな例になる。<sup>(63)</sup>西周前期後半のものである。ストックホルムの遠東博物館の藏品で、變つた形であるが實見した所品は確かである。圖41のごとく耳に一對の向き合つた鳥を飾る鼎といふと、圖43のごとき例が知られる。頸の紋様から西周前期と知られる。圖42、43とも極めて特殊な例であるが、圖41の明器の陶鼎の原型となつた器が、ここに引いたごとき耳と足をもつた西周前期の實物を手にした者でなければ、到底これ程似たものを製作し得ないであらうことについては、別に多言を要しまい。

圖44も燕下都の同じ墓の出土品である。所謂天圓地方尊である。この型式の尊で器各部のプロポーションがこれに近いものを採すと圖45の令尊が見出される。いふまでもなく西周前期のものである。これ以上に近似したものはないのであるが、圖44の陶製明器の胴のふくらみ具合は圖45の西周のものとは似ても似つかないものになつてゐる。所謂觚形尊の場合は後に記すやうに西周から春秋へと、細々とはあるが傳統の連續したあとがたどられるのであるが、この場合は中閒をつなぐ項が知られず、やはり圖34、41の場合と同様な事態、即ち西周前期の品物を側に置いて作られた祭器があつて、それをもとにこの陶製明器が作られた、と見た方がよさうである。

なほ圖34の簋、圖41の鼎、圖44の尊には控え目な板狀の鰭がつけられてゐるが、その形は丈の低い板の小口に浅い孤狀の扶りを入れた形になつてゐる。この形の鰭は例へば圖46に引いたごとき、西周前期の鼎足の獸頭によく使はれてゐる。然し、圖

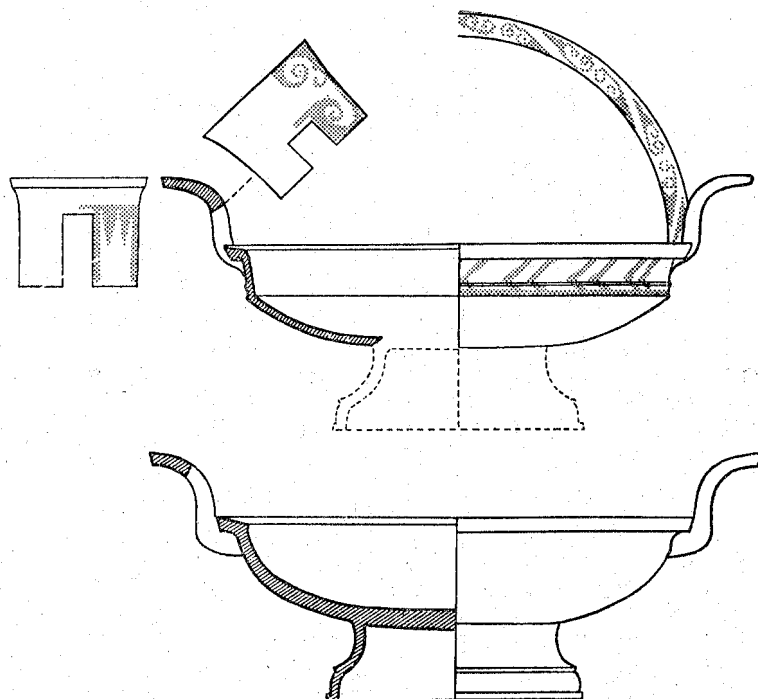


圖48 戰國 陶盤 易縣燕下都出土 約 1/7

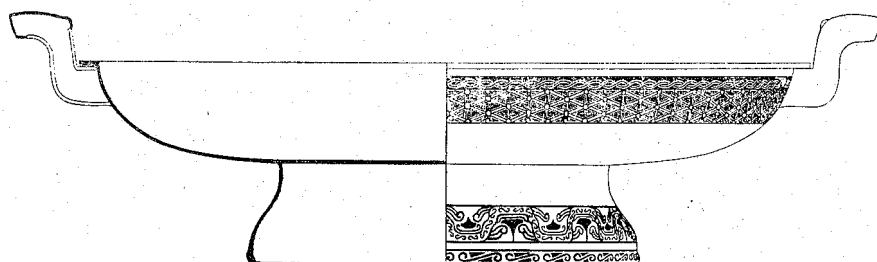
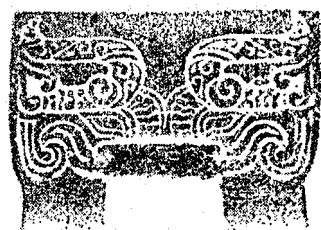


圖49 春秋 盤 唐山賈各莊出土 約 2/7

41、44のやうな位置に使はれることはない。このやうな浅い挟り入りの鰭が器側に使はれるやうになるのは、現在知られるところでは圖47にみるごとく、西周中期になってからである。これらの明器の原形となった器の製作年代は西周中期以後のいつか、といふことになる。

圖48の二つの盤も、燕下都の同じ墓からの出土品である。その器につく、反りかへって上面が幅廣くなつた鑿の形、容器の部分の側視形、その部分と比較的高い足とのプロポーションは、直ちに圖49のごとき例を思ひ起させる。これは河北唐山賈各莊一八號墓出土の前六世紀後半の例である。<sup>(64)</sup> 圖48の明器が圖49のごとき器を模したものであることは疑ひない。

またこの燕下都一六號墓からは圖50のやうな壺が出てゐる。この明器の壺についても、その原型となつた型式の器を直ちに指摘することができる。例へば圖64に引いた壽縣蔡侯墓出土の壺である。<sup>(65)</sup> 前六世紀末のものである。圖50の明器の方には最下部に動物形の臺は缺如してゐるが、器各部のプロポーション、強く反り返つた花瓣形の裝飾など強く近似してゐる。この明器の陶壺は青銅壺と同様、この型式の漆器を原形とするものに違ひない。<sup>(66)</sup>

かうみると、この燕下都一六號墓は圖49、50の器とほぼ同時代作られたものであらうか。否である。

圖51に引いたこの墓出土の鑑をみると、器腹の一番下の紋様帯には圖51下に示した、細線や粒々で身體を埋めた絡龍紋がス

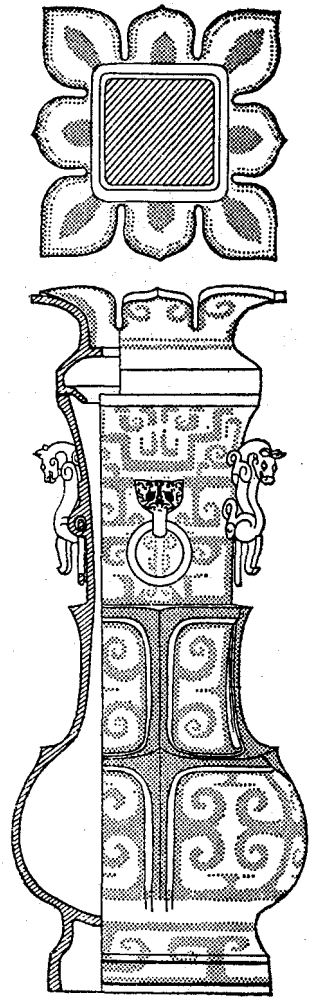


圖50 戰國 陶壺 易縣  
燕下都出土 約 1/9

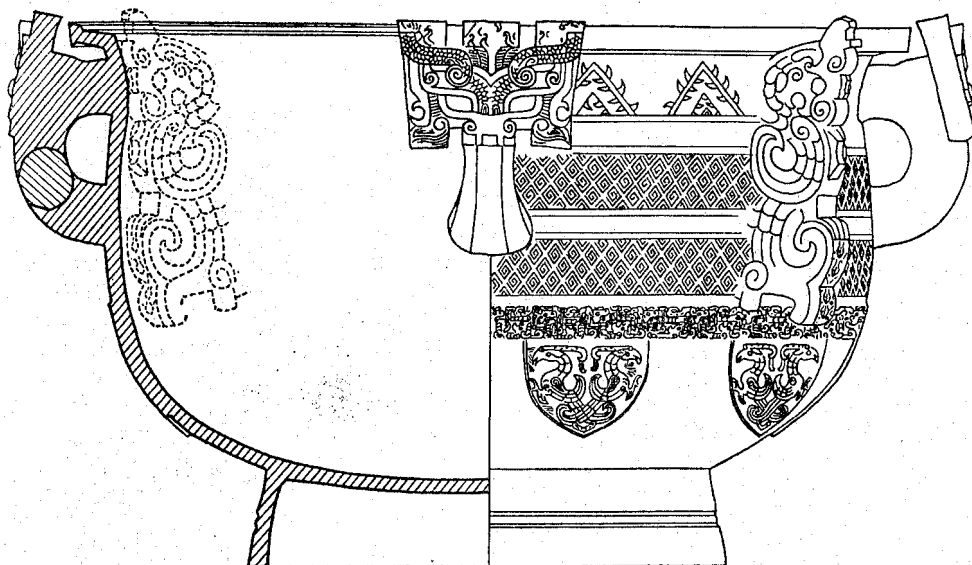


圖51 戰國 陶簋 易縣燕下都出土  
約 2/13

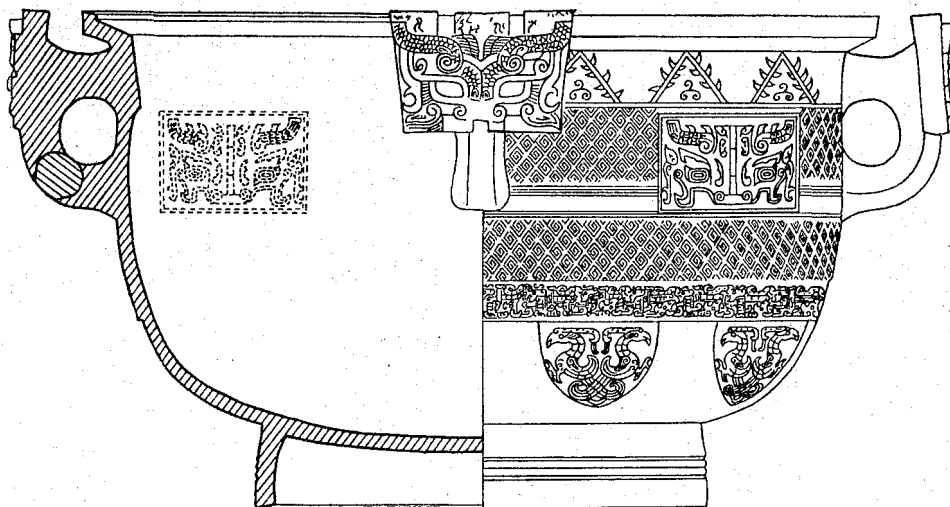


圖52 戰國 陶簋 易縣燕下都出土 約 2/13

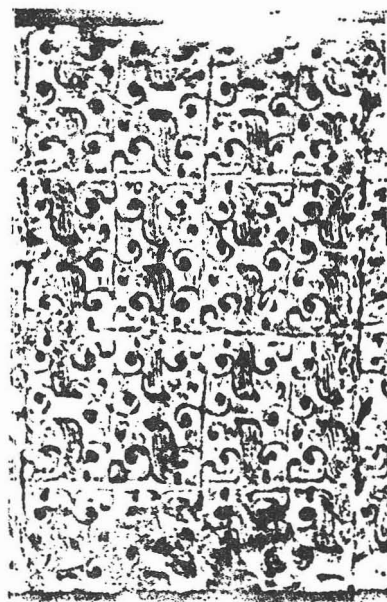


圖53 戰國 鈐 出光美術館 拓本原寸

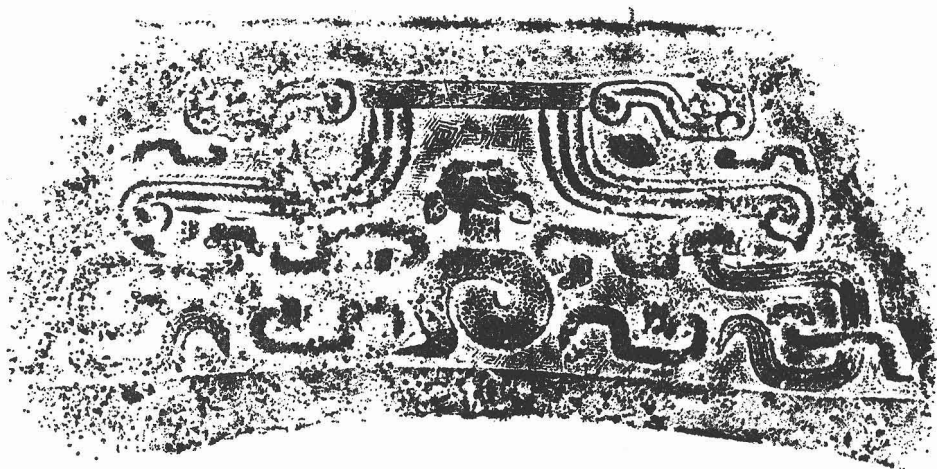


圖54 春秋 鐘の鼓の獸面 約 4/5

タンブで捺されてゐるが、これは青銅器でいへば前五世紀前半から後半にかけての時代、即ち圖49の盤よりは一時期後に流行した様式のものである。即ちこの鑑は前五世紀乃至それより後の時代のものでなければならぬのである。

この鑑の環状の耳の上端には、これもスタンブで紋様を捺した板状の大きな獸頭が飾られてゐる。圖52の鑑では、この式の獸頭が器の頭にもつけられてゐる。ところでこのやうな大きな板状の獸頭といふものは圖51下の様式の流行した時代には見出されないものである。

ここで圖53下を見られたい。これは圖53左上の鈎の肩につけられた、獸環の獸面である。この獸面は器に比べて不釣合に大きい點、圖51、52のものと似てゐる。圖53下の獸面は、額や顔の兩側に身體をくねらせ、背に杉葉狀の細線を加へた俯視形の龍が配されてゐる點、前六世紀中頃の、例へば圖54の鐘の鼓の獸面を思ひ

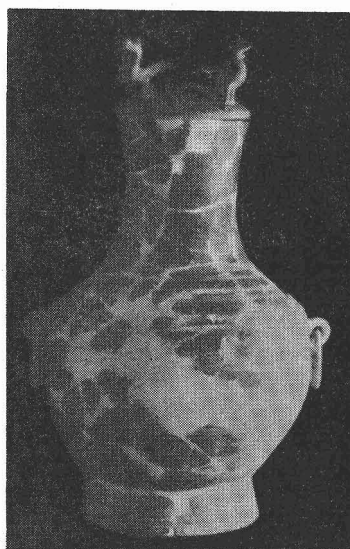


圖55 戰國 陶壺 易燕下都出土



圖56 戰國 象嵌紋簋 ギメ美術館

起させる。ところが、この鋳は器形（圖53左上）からみて戰國末、前三世紀後半頃の型式をもつ。またその器腹には圖53上右に示した羽根の地紋が印されてゐる。この羽紋も器形と同じ時期を指し示す。さうすると、圖53下の獸面も、前六世紀のものを手本にして、前三世紀に作られたものであることが知られたのである。圖51、52の獸面も型で作られてゐるのであるが、これらは圖53と同じやうな時期に、お手本にしたものの時代に小異があるとはいへ、兎も角春秋後期のものを手本に獸面を作るといふ方針に沿って作られてゐるといふ點において、また不釣合に大ぶりに作られてゐるといふ點において、共通點をもつてゐるのである。

なほ圖51、52の明器の獸頭の製作に使はれたスタンプは圖53の獸鑲の獸面と同程度に精密な作りのものであるらしい所からみて、青銅器の鑄型製作の工程で使用されたスタンプが、明器製作に轉用されたといふことも考へられよう。

右に見てきた一群の明器の年代の種明しは、同じ燕下都一六號墓出土の圖55の壺である。この壺は前三世紀に典型的である肩の張った容器部分、少々くびれた長いめの頸をもつ。これは昔のものを模したといふやうなものでなく、その時代のものそのものである。これがこの一群の明器の年代を明示するものの一つである。

ここで注目し値ひすることは、この一群の器は泥質紅陶製で、明かに實際に使用するものではない明器だといふことである。<sup>(70)</sup> 青銅器、或ひは木器であれば昔のものが傳世し、後の時代のものと共に存するといふことが起りうるのであるが、明器であれば、雑な作りではあれ、その時代に使用されてゐた器の一揃ひが寫されてゐて、いはば一つの時代の一セットの器の寫生圖がそこにのこされてゐると認められるのである。

これらの明器が、例へば我々の佛壇に供へられる容器類のやうに、傳統的な形を踏襲して作られつづけたミニチュアチャーとしてだけ存在する、といふやうなものでないことは、圖56によつて證されよう。この器は青銅の地に金銀で雲氣紋を象嵌してゐる。紋様からみて戰國末、三世紀頃のものである。また蓋に三羽の鳥形のつまみをつけてゐるが、これも同時代によく使はれるもので、前引の圖55の壺にも同様なものが見出さよう。この器の容器に蓋をのせた全體の形もこの時期の所謂盒に共通してゐる。ところがこの器の鑿の型式はこの時代のものではない。即ち頭上に大きな角をつけた獸頭を飾り、下に長方形板狀の飾りをつける點、同35、36等の西周前期の簋と共通である。圖34についてと同様、これは西周前期のものを手本にして模されたものと考へられる。この器は一見して明かなやうに、丁寧に細工を加へた實用の器で明器ではない。即ち、戰國末まで西周前期の簋を手本にした立派な實用の器が作られてゐたことはこの例によつて知られ、圖34のやうな陶製明器が、ただ副葬用品として葬儀の専門家の閒だけで作られたものではなく、同時代に、それらの明器の原形となつた、その様式をもつた實用の器が存在したことが證されるのである。

ただ右に見たやうな明器のセットの例は、今のところ他に報告されてゐない所から、中國到るところでさらに使はれたものでなく、かなり特殊なものであつたことが知られるのであるが。

以上、燕下都一六號墓の陶製明器に寫されてゐる戰國末、前三世紀の祭器の一セットを要約すると次のやうな性格の器から構成されてゐることになる。

第一類 a は圖 34 の原形となつたごときもの。即ち、西周前期の彝器を手許に置き、それから全體の形についての概略を採用すると共に、また部分の裝飾に細部のデザインを採用してはゐるが、器表の紋様には前六世紀後半の好みが反映されてゐる類。第一類 b は圖 41、44 の原形となつたもの。これは a と同様、西周前期の彝器を手許において模作したものであるが、その模作の年代の決められないもの。

第二類は圖 48、50 の原形となつたごときもの、即ち前六世紀後半頃の、古いものの模作品ではなく、その時代に屬する器物そのもの。

第三類 a は圖 51、52 の原型となつたもの、前六世紀後半および前五世紀の青銅器の紋様を模した紋様をスタンプで捺した戰國末、即ち問題の明器と同時代の製作品。

第三類 b は圖 55 の原形となつたもの、即ち明器と同時代に廣く使用されてゐた青銅器そのもの。

ところで、この大別して三つにわたる類の集つた一セットの明器は、専門の明器製作者によつて一括調製されたものに違ひないが、それが例へば製作者が被葬者の家に行つて、そこで使はれてゐた祭器を寫した、といふやうな、注文製作の品であつたと考へられない。スタンプで型捺するといふやうな、多少とも大量生産的な技法が使用されてゐるからである。これは、戰國後期に、燕の國で相當程度に普遍的であつた祭器の一セットを代表するものに違ひない。<sup>(1)</sup>

さうすると、戰國時代後期の燕においては、先に擧げた三類から成る祭器——青銅器ばかりでなく漆器も含まれる——が一般的なものであつたことが推論されたわけである。そこには同時代に祭祀用以外、日常にも使用された第三類 b の他に、二、三百年も前の古物、それを戰國時代に模したものの、二、三百年前に西周前期のものを模して作つた擬古的な類等が混在してゐたのである。

ここで、二、三百年前の古物はさうザラにあったかどうかかわからないが、恐らくこれは傳世品であつたらう。それでは第一類の西周前期のものを模した擬古的な類を作るに當つて、手許に置いて参考にされたと思はれる西周の古物はどうした由來のものだつたであらうか。燕召公が燕に封ぜられた當初の彝器類が、燕侯、或ひはその頃からの古い家柄の家に残つてゐて、それが参考にされたことが第一に考へられる。或ひはまた地中からの發掘品が参考にされたこともあつたことであらう。いづれにせよ、参考にされるについては、それらの器の年代、用途についての知識の大綱も、傳承、或ひは禮についての素養の形で多少なりとも普遍的なものであつたに相違ない。いつの時代のものとも、何のためのものともわからない品物が、祖先祭祀用の重要な器物のデザインの参考にされるなどといふことは考へ難いことだからである。

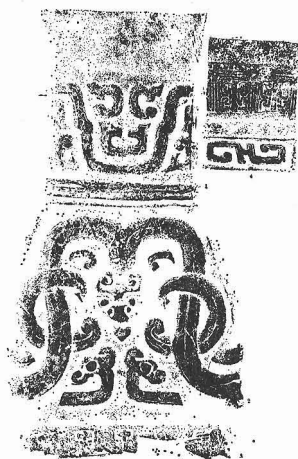
以上燕下都一六號墓出土の明器の研究によつて、戰國後期における燕の祭器の構成、性格を明かにすることができたと考へる。この例ほど好適なものではないが、春秋戰國時代の祭器類で、西周時代にその原形の存するものは他にも幾つか拾ひ出すことができる。次にこれらについて記しておきたい。

その一つは輝縣琉璃閣六〇號墓出土の遺物である。この墓から發掘された遺物は、青銅器の紋様の拓本が幾つか發表されてゐるだけで、その全容は不明であるが、發表されてゐる限りでみると、大部分は前六世紀後半頃のものである。ところが中に圖57、59のごときものが含まれてゐる。共に一對ある器の一つである。圖57の壺の方は臺北の國立歷史博物館に展示されてゐる。この器形と紋様を見て直ちに氣付くことは、これが西周後期の頌壺（圖58）の丸寫しだといふことである。二つを比較してみると、圖57の方が蓋が大ぶりであるとか、胴のふくらみの重點が下つてゐるとか、紋様の彫りの圓味が少ないなどの相違に氣がつくが、兎も角圖58のやうな遺物が残つてゐなつたら、これ程近似した器は作られなかつたと思はれる。

圖59は方座付有蓋簋の方座の拓本である。一對とも現在臺北の歷史語言研究所の陳列室に展觀されてゐるが、依頼した寫眞はこの論文に間に合はなかつた。この簋は器腹にも方座と同様な紋様がついてゐる。春秋時代に他に見ない變つた紋様であるが、この器にも遙かに遡つた時代の原型がある。圖60がそれである。長安馬王村出土の衛簋で、西周後期前半頃のものである



圖57 春秋 双身蛇紋壺



輝縣琉璃閣605号墓出土

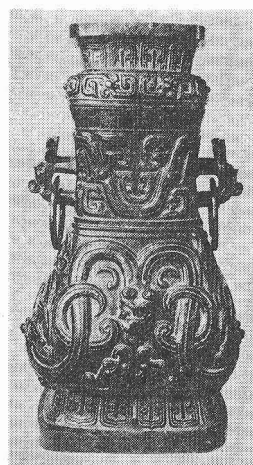


圖58 西周 頌壺 臺北故宮博物院

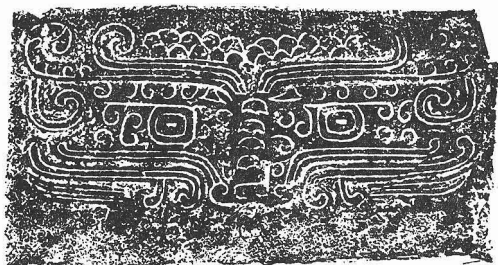


圖59 春秋 方座簋獸面紋 輝縣琉璃閣60号墓出土



圖60 西周 衛簋 長安馬王村出土

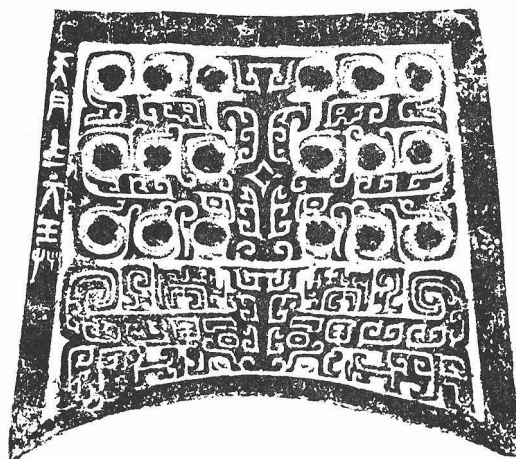


圖61 春秋 天 尹 鐘

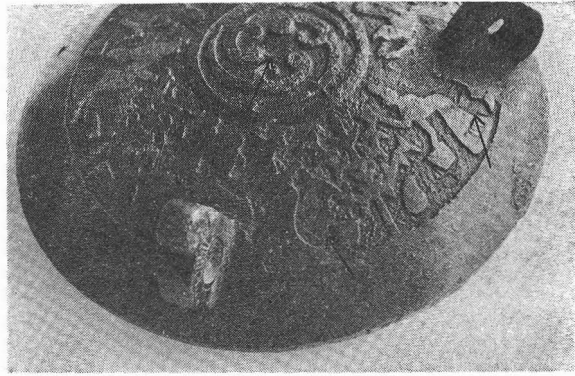


圖62 戰國 畫像紋壺 東京國立博物館



圖63 西周 鬲 銘

圖59の妙に水平の線の目立つ横に長い饗餐は、圖60のやうなものを寫したと見れば、始めて説明がつかう。

この輝縣琉璃閣六〇號墓の、大多數の遺物が作られた前六世紀後半頃の時代に、圖58、60のごとき西周後期の青銅器が現存してゐて、それを模した器が作られたことが知られる。

他に圖61の鐘も右と相似た事態を推測せしめる器である。この

鐘は六角棒を曲げた形の鈕の型式、銘の「元弄」といふ語及びその字體などから大體春秋後期のものと考へられるが、「鼓」の部分に一段、乳のある部分に一段、計二段に西周前期風の龍がつけられる。また上の段の龍の上方左右にも小龍があるが、これはその下の龍の角を龍形に表はしたものと見られる。殷後期—西周前期に間に見かける方式である。ところで西周前期にこのやうな型式の鐘が存在しなかったことはいふまでもない。また他の樂器にも龍をこのやうな形に飾った例も知られない。するとこの場合は西周時代の器を模したといふのではなく、製作者と同時代に作られてゐた器に、遙か昔の龍の表現を借りて來て飾ったものである。西周時代のものとは細部に違ひがあるが、目、口、足等の構成要素、中に描き込まれた羽根渦紋など、西周時代のものの表現の原則は適確に把握されてゐる。これなども西周前期の實物を手許に置いて参照することなくしては到

底作りえないものと考へられる<sup>(73)</sup>。

以上は、時代と共に順次變遷して來て、その結果そのやうな形に表現されてゐる、といふのではなく、製作の傳統の斷絶をへだてて、かけ離れた後代に、ずっと昔の遺物を手本に、器形と紋様を、或ひは紋様は別にして大體の器形を、或ひは部分の裝飾や紋様を模して作った類を拾ひ出し、以つて春秋後期頃にはその製作の手本とすべき、西周前期から後期に及ぶ實際の器物が製作者の身近に存在し、その用法についての知識もそれに隨伴して殘存してゐたであらうことを證せんとしたものである。稀な例であるが、然し次のやうなものもある。圖62左下は器形、紋様から前四世紀前半のものと知られる畫像紋壺（圖62右下）の蓋の裏側の銘文である。立人形の圖象記號に且（祖）己と讀まれる。最初の圖象記號は一部が鏽でつぶれてゐるが、圖63に引いたものと同じ記號と思はれる。この方はこの記號が單獨に使はれてゐるが、殷後期—西周前期の字體である。圖62の且（祖）字も同じ時期の體である。ところで、戰國時代の青銅器に殷—西周時代の字體をもった銘文があるのを見れば、誰しもその銘は近代の後刻か、或ひは器全體が偽作なのではないかと疑ふであらう。然し現物を手にとって銘文を検すると、文字の溝は確かに鑄銘の特徴を持ち、また圖象記號や「己」字の一部は蓋の裏面の他の所に見るのと同じ褐色の鏽に覆はれてゐる。然らば器全體が偽作で鏽も附け鏽かといふとさうでない。上面の畫像紋の表現様式は疑問の餘地のない眞物であり、鑄造の際に鑄型と中子の間に挿入されたケレン（chapel）の用法も戰國時代の方式に協つてゐる。<sup>(74)</sup>すると戰國時代に模されたのは前引の例のごとき器形、裝飾に限らず、銘文が模されることもあつたのである。この場合も、殷—西周前期頃の銘文との字體の近似からみて、模作者の手許にはその時代の遺物の手本が存在したことは疑ひないのである。ただこの場合は明かに、模された「圖象記號、祖己」の銘——「この圖象記號を紋章とする氏族に屬する器で、祖己といふ死んだ祖先の祭祀用の器」——の意味や、それがもとの器につけられた目的についての知識は、戰國時代は完全に忘れられてゐたと考へざるをえないのである。

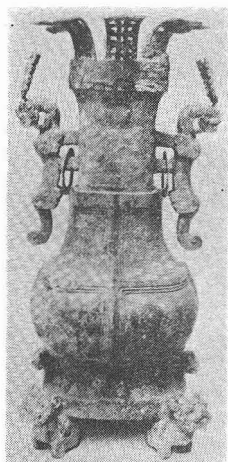


圖64 春秋 蔡侯壺  
壽縣蔡侯墓出土

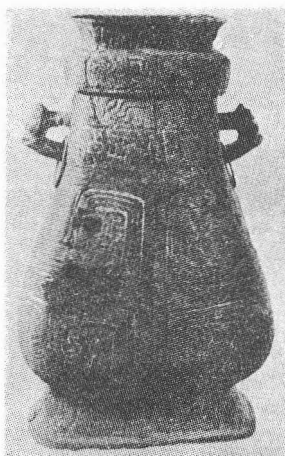


圖65 春秋 壺 三門峽市  
上村嶺出土



圖66 西周 梁其壺 エイブ  
リ・ブランドイジ・コ  
レグション, サンフラ  
ンシスコ東洋美術館



圖67 春秋 蔡侯簋 壽縣  
蔡侯墓出土



圖68 西周 虎簋 熱海美  
術館



圖69 春秋 蔡侯尊 壽縣  
蔡侯墓出土



圖70 春秋 尊 壽縣蔡侯墓  
出土



圖71 春秋 蔡侯尊 壽縣  
蔡侯墓出土



圖72 春秋 尊

春秋戰國時代には一方、器形に西周以來の古い型式を保守的に保存しながら、器表の紋様、附加的な裝飾の點では、その製作された時代に通行のものを採用した類がある。壽縣蔡侯墓の出土品にこの類が幾つか見出される。前にも引いた圖64の壺は、例へば圖66の西周後期の梁其壺のやうなものの傳統を引くものである。兩者は蓋の上に花瓣形の飾りをつけ、器腹に十字形の帶をめぐらせるなど、共通な特徴をもつが、全體のプロポーションには相違があり、附加された裝飾も大げさなものに變つてゐる。また器表をおほふ紋様も製作された時代に通行のものが用ゐられてゐる。このやうな型式の壺の製作は、例へば圖65の春秋前期のものを經て、圖64へと傳統が絶えることなく續いてゐたのである。

同墓出土の圖67の簋も、例へば圖68に引いたやうな西周後期の有蓋方座付の簋の系統を受けたものであることは疑ひないが、圖64と同様、蓋の花瓣形、鑿の裝飾、器表の紋様等は完全に同時代のものが用ゐられてゐる。

同69—71も紋様は同時代のものを使用しながら、器形には西周中期頃の、全體に丈が低くなり、足の下が圓盤狀に擴がつた所謂觚形尊の傳統を襲つてゐる。ごく稀な例であるが、この型式の器には圖72のやうな春秋前期の例が残つてゐる。恐らく細々とではあつても、この形の尊の傳統が少なくとも前六世紀頃までは殘存してゐたことが知られる。

蔡は周初に封建された武王の弟の蔡叔度の後の、大して盛んであつたこともない國である。こんな國に西周以來の青銅彝器製作の傳統が残つてゐたのである。恐らくそれを使用する禮についての傳統も、それに隨伴して残つてゐたことであらう。孔子が魯で周の禮を研究したといふのも首肯されることである。魯や蔡以外にも、このやうに禮の器についての西周傳來の知識を蒐集することが可能な國が残つてゐたことであらう。

第二章に引いた宗廟の祭祀で裸に使はれる瓚といふ容器については以前に論じたことがある。圖73のごときものである。深くない臺付コップに、外端が梯形をなした板狀をなす——ここに裸圭が飾られる——柄をつけた形の器である。圖73は輝縣固圍村五號墓出土の陶製明器であるが、伴出の陶製明器の型式から判定して、大凡前四世紀中頃のものと考へられる。圖74は相ひ近い例で、パリのチエルヌスキ美術館の藏品、圖75はこれらの明器に對應する祭器である。圖77は一九六一年長安張家坡發

見の西周後期前半頃の例、圖76は一九七六年扶風雲塘發見の西周後期後半の例であるが、深くない臺付コップ形の器に柄のついた形は圖73—75と極めて近い。これが戰國のもの、の祖先であることは疑ひない。ただ戰國のものにある鳥形飾が缺けてゐる。西周にも鳥形飾のつくものがあつたものか、これが戰國になつて始めて生れたものかは今の所決め難い。

この瓚の場合、圖76、77の西周の遺物と圖73—75の戰國のものとの中間をつなぐ遺物は今のところ發見されてゐない。然し

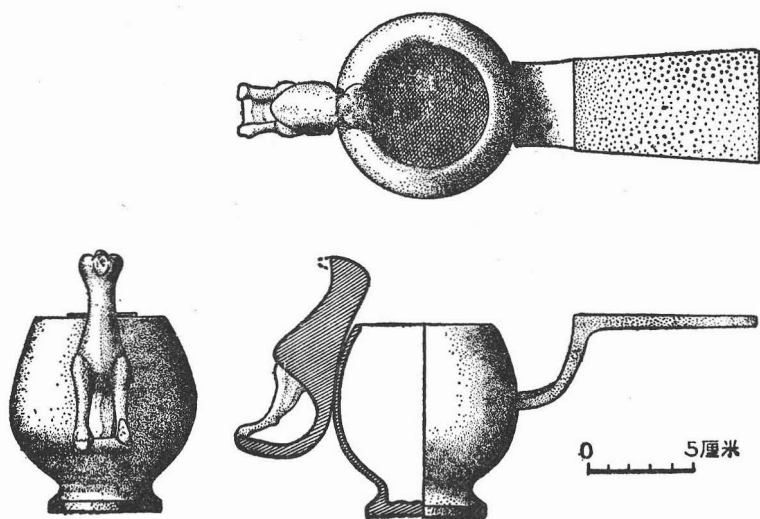


圖73 戰國 陶瓚 輝縣固圍村



圖74 戰國 陶瓚 チェルススキ美術館



圖75 戰國 青銅瓚 北京 故宮博物院

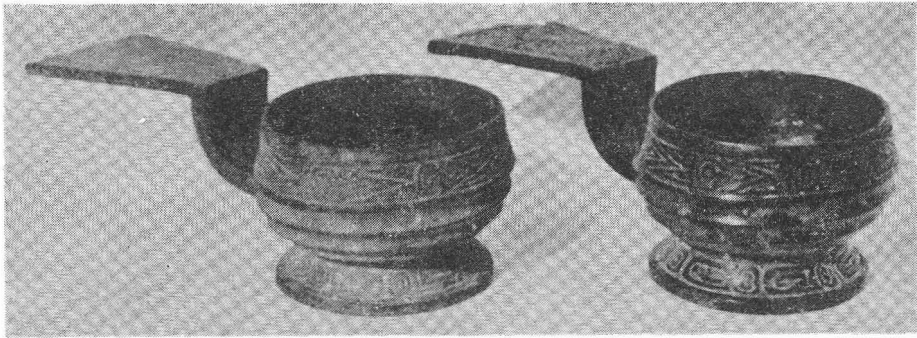


圖76 西周 青銅瓚 扶風雲塘出土

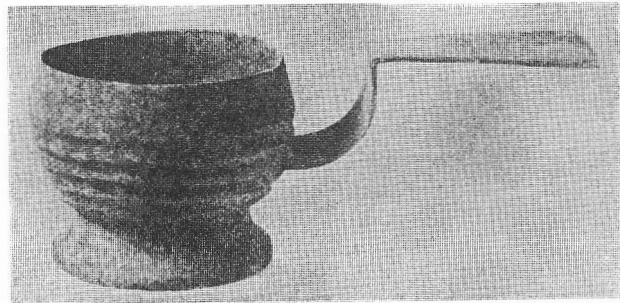


圖77 西周 青銅瓚  
長安張家坡出土

その柄端の梯形の部分に飾られる梯形板狀の玉器、裸圭の遺物は、西周中期から春秋前期、同後期、戰國等の遺物があり、これらの玉器が飾ったはずの瓚も各時代に作られつづけたものと考へざるをえない。蔡侯墓遺物と同じ類として引いた所以である。

以上考古遺物によつて西周の彝器の春秋戰國時代までの殘存、その製作の傳統の存續について考察を加へてきた。ここで興味をひくのは、燕下都一六號墓の例でも、輝縣琉璃閣六〇號墓の例でも、また天尹作元弄鐘でも、西周の古器模作の年代がどれも前六世紀後半に屬することである。そして燕下都一六號墓の出土品はこの時の模作品が戰國末まで傳へられてゐたことを示してゐる。僅かな例數からではあるが、前六世紀後半から西周の傳統の器の模作の風潮が盛んになったことが感得される。長い中絶の後に、殷—西周前期頃の青銅器の裝飾モチーフが、新しい様式をもつてではあるが、同じ時期に再び使用されるやうになることも、この西周青銅器模作と表裏の關係にあるものと考へられよう。異なつた形をとつてはゐるが、いづれも西周時代の再生、再認識だからである。前六世紀は長い歴史を持つ

支配貴族の没落、新しく勢力をえてくる大夫、士の勃興といふ變動期に當る。この西周器物の再認識をどの階層とどう結びつけて解釋すべきかの問題については、現在のところ材料が少なすぎるために論ずることはできないが、兎も角、禮の器について前六世紀後半に西周再認識の風潮があったことは疑ひない事實である。

六世紀後半といふと孔子（前五五一—四七九）と大體年代的に合つてゐる。孔子が周公を尊敬し、周の禮を讚美し、魯の廟中の古器物にも關心を持つてゐたと傳へられることはよく知られる通りである。するとこの西周古器の模作が、孔子一門の活躍と關係があつたと考へることができらうか。それは否である。僅かな期間魯で官についた以外、生涯の大部分を浪人として過した孔子が、同時代に自分の訪れもしなかつた燕や晋の貴族の間に西周の禮を復興し、その禮器を模造させる程の影響を持つたとは、到底考へられない。さうするとかう考へる他はなからう。即ち、孔子と同時代に、一部に西周の禮といふものに對する關心が高まつてゐた。これは先に見た西周禮器の模作といふことに象徵されてゐる。孔子は教説をなすに當つてこの風潮に乗つたのだ、と。

話が少し横道に外れたが、本題にもどつて、遺物から知られる所によると、戰國の末までは前六世紀後半の模造品の形をもつてではあるが西周の傳統の彝器も使はれ、また宗廟の祭祀の最初の重要な節目となる裸に使はれる瓚なども附加的な裝飾を除けば西周のものと殆んど變る所のないものが戰國時代に迄使はれてゐるなど、『周禮』司尊彝の記載から豫測された所とは相違して、意外と西周以來の禮の傳統が長く保存されてゐることが知られたのである。

それではこれはその後どうなつたのであらうか。秦が列國を亡ぼして宗廟の祀を絶つと、それと同時にその祭祀の器も、それを用ゐる禮も失はれたことと想像される。『漢書』儒林傳に秦の末、陳涉が王となると魯の諸儒が孔氏の禮器を持つてこれに歸し、孔子の子孫の孔甲は陳涉の博士となつたと記される。<sup>(7)</sup>彼等が持つて馳せ參じた禮器は、丁度先に見た燕下都一六號墓出土の明器のものになつたやうな、孔子の時代からの傳世品を含んだ一群の器ではなかつたかと想像される。陳涉が戰死すると孔甲も一緒に死んだといふが、孔氏傳來の禮器も戰亂のどさくさに失はれてしまつたことであらう。『周禮』司尊彝の記載

が随分とお座なりな、西周の禮器についてその型式や紋様、使用法に關する知識が殆んど全くわからなくなった時期に構成されたものであることは先に記した所である。右に見て來た考古遺物の示す所に照すと、それは戰國後期よりも更に後の時代、象徴的にいへば孔甲の死と共に孔氏の祭器の失はれてしまつてから後の時代、としないと話が合はないことになるのである。禮の古典の記す所と先秦時代の實際の遺物との比較研究によつて解明されたテーマは他にも幾つかある。紙面の制限もあるのでそれらについてはまた稿を改めて論じたい。

#### 注

(1) 『論語』爲政「子曰、殷因於夏禮、所損益可知也、周因於殷禮、所損益可知也、其或繼周者、雖百世可知也」

(2) この問題については、同じ楚の地域に屬し、前二世紀中頃のものとある幾つかの木槨墓の副葬品リスト(遺策)の内容を比較してみるとは興味深からう。文帝十二年(前一六八年)に葬られた(湖南省博物館、中國科學院考古研究所一九七四、四六―八頁)長沙馬王堆三號墓の遺策、遺牘では、食物、服飾類のリストの他に「右方男子明童凡六百七十六人、其十五人吏、九人官者、二人偶人、四人擊鼓、饒、鐸、百九十六人从、三百人卒、百五十人婢」「右方女子明童百八十人……」「右方車十乘、馬五十四……」といった、この墓に入れられた帛畫に畫かれた侍者、車騎が擧げられてゐる所に特色がある(前引、四三頁)。

一方これよりおくれること數年と考へられる(前引四六頁)馬王堆一號墓の遺策(湖南省博物館、中國科學院考古研究所一九七三、上、一三〇―一五五頁)では、さういった侍者を缺き、一つ一つ詳細な内容を記した鼎以下の食物のリストが大きな部分を占めてゐる(三一二本の内一六四本)ことが注目される。

また江陵鳳凰山八・九・一〇號墓は位置的に近く、副葬品もよく似てゐる所からほぼ同時代とされ、一〇號墓出土の木牘の「四年夏……」は景帝の四年(前一五三年)とされてゐるが(長江流域……

一九七四、五二頁、又黃盛璋一九七四、七四頁)、八號墓の遺策は衣服の記述がくはしく、種類、材質のほか「新」「故」を冠するものがあり、死者の生前に使用したものがあらうことが知られるとされるが(黃盛璋一九七四、七三頁―四頁)、これは前引の遺策に見なかつた項目である(外にこの遺策には家内奴隸の細目が記されるといふが、詳細は未發表)。

一方江陵一六七號墓は文帝景帝時代(前一七九―一四一)ごろのものと考えられてゐるが(鳳凰山一六七號漢墓發掘整理小組一九七六、三五、五〇頁)、ここから發見された遺策は、七四本のうち馬王堆一號墓にあつたのと同じ性質の食物のリストが四八本あるほか、男女の家内奴隸の細かいリスト一二本がある點に特色がある。然し一方衣類のリストは缺く(吉林大學歷史系……一九七六)。

以上右に示したごとく、極くあひ近い年代の同一文化系の地域内においてすら、死者に對してこれだけ違つた品物を副葬してゐるのである。何百年にもわたるただ一つの「周の禮」が存在したなどといふ前提がいかに馬鹿げてゐるかを示すには、これで十分だろう。例へば『周禮』考工記「玉人に「大圭長三尺、杼上終葵首」とありその形は考古學で柄形器と呼ばれる玉器をおいて他にないが、この型式の器は西周後期より降る遺物が現在知られない。この場合大圭についての所傳は西周末乃至それ以前に遡ると考へざるをえない(林一九六九、一七六、二九二―四頁)、などはその一例である。

(4)

『周禮』典瑞には斂戸に使用する玉として駟の飾りのついた圭・璋・璧・琮・琥・璜、疏の技法で飾った璧・琮が出てくる。これに當る玉は戰國時代にあり、これらの内の幾種かが斂戸に使用されてゐる所から、この典瑞の記載は全くの作りものではないが、これら總てが斂に使用されたといふのは考古學上の知識に合致しない。このことから、この記載は實際の葬俗としてこれらの玉が使はれなくなつてからのものであることが推論される(林一九六九、二一四—三四頁)、などはその一例である。

(5)

孫一九〇五、三三、五一—六一葉

(6)

なほ前引の司尊彝の注の鄭玄の追享、朝享についての解釋については、孫詒讓は告朔など毎月の小規模な祭りである點、この司尊彝の大きな祭祀にそぐはない、とする金鶚の説に賛成してゐる。(孫一九〇五、右の鄭玄の注の條の正義)。

(7)

鄭注の「其變朝踐爲朝獻者、尊相因也」を原田、本田が「其の朝踐を變じて朝獻と爲す者は、相因することを尊ぶなり」と讀む(原田、本田一九五七、六〇九頁)のは誤りである。孫詒讓が(孫一九〇五、三八、六)「其變朝踐爲朝獻者、尊相因也者、鄭意朝獻在饋食之後、而與朝踐同言朝者、以其亦酌醴齊、又春夏用獻尊、秋冬用著尊、並與朝踐同、故云尊相因、亦明春夏七獻同名朝獻、秋冬三獻四獻同名朝踐也」と解説してゐる通りである。

なほ六頁の表で饋獻の欄の秋嘗の段に兩壺尊が疊を伴ふことになつてゐる。ところが補注に記した周王の宗廟祭祀の次第に見るごとく、饋獻の際には司尊彝の本文に疊の用途について記される「諸臣が酢する」行事がない。この行事は再獻の際に行はれるものである。饋獻と再獻とが同じ尊と用ゐるといふ立前があるので、疊とコンビになつた形で兩壺尊が饋獻の所に現れてゐるのだと解する他あるまい。筆者の取つた「尊相因也」の解釋を裏づけるものである。

他に、念のために斷つておく方がよいと思はれるが、本文に「皆有疊」とあるのは「皆有舟」といふのと同じ語法であるが、後者は

彝の一つづつに舟が一つづつついてゐるといふ意味であるに對し、

前者は各尊の一つづつに疊がついてゐるといふのではなく、春夏、秋冬等々とも二つの尊に一つの疊が伴つてゐるといふ意味であること、鄭注に注意されてゐる通りである。

(8)

容一九四一、上、下編、第一—三章。簋、饗、豆には「尊彝を作る」といふものが知られない。

(9)

この彝字の構成についての説解の批判については周法高等編一九七四—八、一四、七三—六頁以下參照

(10)

王一九二一、三、一六、「說彝」

(11)

『經籍叢話』彝字の條。

(12)

「器服之例」上(『皇清經解』七九四、一八一)

(13)

「詩」周南、卷耳「我酌彼金疊」『釋文』引

(14)

漢代に尊(樽)と呼ばれた器については林編一九七六、二四—頁參照。

(15)

獨立した動物形が丸彫の形で容器に飾られる例は少なくない。西周後期、梁其壺の蓋の水牛(圖66)、春秋中期、新鄭出土の立鶴壺の蓋上の鶴(樋口一九七八、圖版一五五)、春秋時代の北京、故宮博物院藏の鐎の蓋上の猿(圖14)などである。

(16)

これらをトーマスと解する説を劉節が唱へてゐる(「說彝」、劉一九五八所收)。

(17)

林一九六九、六八—七二頁

(18)

これと關聯して興味深いのは『周禮』の九命の説と西周時代の冊命に關する金文との關係である。『周禮』大宗伯に

以九儀之命、正邦國之位、壹命受職、再命受服、三命受位、四命受器、五命賜則、六命賜官、七命賜國、八命作牧、九命作伯といひ、また典命に

上公九命爲伯……子男五命……

といふごとく、命の數によつて授與されるものに違ひがあり、また身分に命數が對應するごとく記されてゐる。これについて齊思和は

(齊一九四七、二〇五一—二頁) 冊命に關する金文の例を引き、そこに賜り物として出てくるのは、小は貝、弓矢、牛馬から大は土地、人民に及び、衣服、車馬ないしその部品、秬鬯等々、『周禮』に記される九つの物に限らず、また九命の順序にかかはらないことに注意し、九命の説は後儒が想像で作り上げたもので古と合はないと言つてゐる。思ふに、想像と言つても、九つの項目は西周の錫命の金文に出て來ないといふのではなく、出ては來るが、項目は更に多様にわたつてゐるのである。また身分に對應した整然たる形では決して出て來ないといふのである。このことから、『周禮』に記される説は、西周時代の冊命においてどういふものが賜與されたかについてなにがしかの知識を持った者が、公侯伯子男の身分上の上下關係の範疇をもつて、それを新たに秩序づけたものとか考へ様がない。そこに出來上つたものは、西周時代に實際に存在した古い材料のほんの一部を含んでゐるとはいへ、その秩序づけの範疇は、そこに使はれた材料と同時代には存在しなかつたものである。この點においてこの『周禮』大宗伯の九命の説は、今問題にしてゐる司尊彝の六尊六彝の説と平行の關係をもつものといへよう。

(19) 他にブラレディジ・コレクションの犀尊(水野一九五九、圖版七〇、七一)が思ひ起されるが、この器は犀の下顎の下に孔があり、ここが注口になるといふのは腑に落ちないの除外した。

(20) 上海博物館一九六四、附、五五頁。陝西省博物館、陝西省文物管理委員會一九六〇、一八頁。他に中に仕切りのある例として寶雞茹家莊出土の鳥尊があり、「背部の方孔中に隔梁があり、方孔を二つの部分に分けてゐる」と記されるが(寶雞茹家莊西周墓發掘隊一九七六、四〇頁)、これだけの記述では作りがもう一つはつきりしない。

(21) 鬯也が使用されるのは『周禮』春官 鬯人「凡祭祀賓客之裸事、和鬯以實彝而陳之」とあるごとく、祭祀と賓客の場合であるが、前者は補注に解説した宗廟の祭祀で尸に獻する初獻、再獻の二杯だけであり、賓客の場合も『周禮』秋官、大行人に「上公之禮……王

禮再裸而酢」といふごとく、上公の場合に王と后が夫々一杯ずつ獻じ、公が一杯返杯するのが最高で、侯伯以下の場合には杯數が通減する。諸侯同士が相朝する場合の裸(孫一九〇五、七一、二九參照)の杯數は不明だが、王と諸侯の場合から推して一、二杯を出まい。

(22) 岐山文化館龐懷清等一九七六、三三頁

(23) 王一九二一、三

(24) 林一九六四、二四〇—四頁

(25) 當研究所の尾崎雄二郎教授によると、彝と匱の兩字の音は漢代になると分化して離れた音になって來るが、先秦時代においては通用が可能だったと考へられる、といふ。

(26) 『新定三禮圖』(一四、一一二)には承盤として壺形の大きな臺が畫かれる。漢代にこのやうな承盤があつたかどうか怪しい。

(27) なほ、舟には「盤のやうな物をのせる臺」といふ訓詁はこれ以外に知られない。この舟は或ひは般(盤)の環字かも知れない。

(28) 梅原一九五九一六二、四、三四〇

(29) 湖北省博物館一九七二、圖二、六

(30) 川原一九七三—七八、六、公食大夫禮、一四一—四頁

(31) 容庚一九三六、九八、劉一九三四、八、五三

(32) 容庚一九三六、考釋、二七

(33) 容庚一九二九、八一、銘に「旅匱」と自名

(34) 赤塚一九六四、二八〇—五

(35) 「大饗尚玄尊、俎生魚、先大羹、貴食飲之本也」

(36) 「酒醴之美、玄酒明水之尚、五味之本也」

(37) 「既入立于社南、大卒之左右畢從、毛叔鄭奉明水、衛康叔封布茲、召公奭贊采、師尚父牽牲」

(38) 王國維は鬯也を用ゐる裸が、特に祖先の靈を降す目的のみをもつて行はれたものでないことを強調して次のやうにいふ。即ち

今以禮意言之、則裸者古非專用於神、其用神也、亦非專爲降之用、周禮小宰職、凡賓客贊裸……是古於賓客亦以鬯爲獻酢、其

於神、亦當用以飲之、而不徒用以降之矣（『與林浩卿博士論洛誥書』、王一九二一、一、一一）

といひ、裸は賓客に獻するのになぞらへて降った神にもこれを御馳走するのだとする。そして

灌地之意、始見於郊特牲、曰、周人尙臭、灌用鬯臭、鬱合鬯、臭陰達於淵泉、鄭注始以灌地爲說、然灌地之事、不過裸中之一節、凡以酒醴獻者、亦無不然、鄭於尙書大傳注云、灌是獻尸、尸既得獻、乃祭酒以灌地也、夫裸之事、以獻尸爲重、而不以尸之祭酒爲重（『再與林博士論洛誥書』、王一九二一、一、一五）

といひ、裸が本來人間同士の禮であることを強調する。確かにそれはさうである。一般的に考へて、祖先の靈魂——もとは人間——に降りて來てもらひ、その機嫌をとり結ばうといふからには、人間が人間をもてなすのに使ふ飲食物が、人間社會の禮になぞらへた方式で用ゐられるのは當然のことである。然し、王國維の論議で肝腎なことが一つ落ちてゐる、それは裸に使はれる鬯鬯とはどういふ酒かといふことについての配慮である。

鬯鬯のベースになつてゐるのは鬯といふ特製の酒である。これをもつて事（まつりごと）せよ、といふ趣旨をもつて賜る天子からの賜り物の一つで、「秬鬯一卣」といふやうに西周金文で必ず賜り物の筆頭に記される、特別有難い恩賜の酒である。それに、どういふ香りが知らないが、鬱といふ香りの強い草の葉の煮汁が混ぜてゐるのである。貴重品であるから注（21）に引いたやうにほんの少量が用ゐられるだけであり、祭祀に使はれる時には圭、璋のごとき玉器のついた容れ物（瓚）に注がれ、その持つ神秘的な力は玉の氣によつて更に補強されることになつてゐる。

このやうに禮に使はれる酒類の一つとはいつても、澤山の分量が消費される甘酒や酒とは性質を異にし、ほんの僅かが使用されるだけの飛び切りの貴重品である。少量だけでも、飲んだ人間にも、祭られた死者の靈魂にも神秘的な活力を賦與する、靈驗あらたかな飲

み物と信ぜられたことは疑ひない。

- (39) 『毛詩傳箋通釋』三一、一五  
(40) 同右、一四一一五

- (41) 『禮記』、禮器「犧尊疏布鼎俎杓」疏引  
(42) 『禮書通故』名物通故三、四一五

- (43) 前引、五  
(44) 孫一九〇五、六一、三一葉に「齒骨通言、說文齒部云、齒口斷骨也」

- (45) 簪、晉持略反、按下云、爲象簪必爲玉杯、杯箸事相近、周禮六尊、有犧象著壺泰山、著尊無足、是也  
(46) 孫一九〇五、三八、二〇。孫氏は衛世家と引き誤る。

- (47) 林一九六九 a、四六一五二頁  
(48) 他に例へば圖12

- (49) 信陽長臺關一號墓出土の彩畫漆器についてこの技法が使はれてゐることが報告されてゐる（陳、賈一九五八、二八頁）  
(50) 湖北省文化局文物工作隊一九六六、圖版二二三、藤田、桑原一九七三、二二

- (51) 高誘は「鍾鮮」に注して「鍾今之金尊也、鮮明好也」といふがここは前後に犧尊の紋様のモチーフを羅列してゐるのだからこの解釋はそくはない。『淮南鴻烈集解』に陳壽祺がこの鍾鮮を『說文』に「鍾、鍾鱗也、鍾上橫木上金華也」とある鍾鱗に當てた説を引く。

- (52) ここはそれにより、鍾は金を傳著させる意味、鱗は文字通りうろこの意味にとつた。西周から春秋時代に器物の表面の廣い面積を鱗でおほふ紋様が思ひ起されるからである。

- (53) 『左傳』定公四年  
(54) 容一九四一、上、二一四頁

- (55) 『論語』八佾「子入太廟、每事問」。『荀子』有坐「孔子觀於魯桓公之廟、有欲器焉、孔子問於守廟者」  
河北省文化局文物工作隊一九六五

- (56) 同右、圖六、2
- (57) 同右、圖九、1、4、6
- (58) 林一九八〇(予定)
- (59) 同右。この二つの紋様要素は例へば輝縣琉璃閣五五號墓出土鑑に共存する(郭寶鈞一九五九、圖版七一、1、七〇、1)。
- (60) 山東省博物館一九七七、圖一三
- (61) 林一九七八、二八頁
- (62) 中國科學院考古研究所安陽發掘隊一九七七、圖版一九、2
- (63) 同じ形のもので他に梅原一九三三、二、九四がある。
- (64) 林一九七二、四九六頁
- (65) さきに(林一九七二、五七五頁)陳夢家説によつてこの蔡侯銘の一群の器を蔡昭公(前五一一八—四九一年)時代のものとしたが、蔡侯尊の「元年正月初吉辛亥」を曆譜との合致によつて周敬王元年(前五一九年)とする黃盛璋の説(黃一九五六、八六一七頁)によることにしたい。
- (66) この陶壺が圖64のごとき青銅器からでなく、木胎の漆器から寫されたであらうことは先にも觸れた。即ちこの明器に青銅器には見出されない大ぶりの渦紋があることからさう考へたのである。他に次のことも考へられる。即ち、この型式の壺は、圖66のごとき西周時代の例にも認められるものであるが、胴と頸の間に段があり、頸から上を胴にすぽと嵌め込んで繼いだやうな形になってゐることが注目される。この形の特徴は、木を使つてこのやうな深い壺を作る場合、途中で繼いだ方が作り易い所からこのやうな形が產れた、と考へることによつてうまく説明されると考へられるのである。
- (67) 河北省文化局文物工作隊一九六五、八三頁
- (68) 同右、八三、八七頁
- (69) 同、八三頁
- (70) 實用のものはずべて灰陶である。
- (71) 被葬者の社會的身分、富力の相違に應じて何段階かあったものの一

『周禮』の六尊六彝と考古學遺物

- つと想像されるが。
- (72) 郭寶鈞一九五九、圖版七二—八七
- (73) カールグレンは(Karlgren 1941, pp. 2-4)彼のこふ淮式(春秋後期—戰國)の青銅器について、それが中周式(西周後期—春秋中期)に一度姿を消した殷周式(殷後期—西周中期)の裝飾モチーフ、例へば圓渦紋、句連雷紋、饕餮、犧首などが再び採用され、新しい樣式で使はれ始める事象に注目し、意識的な藝術のルネッサントと言つてゐる。然し「殷周式」のモチーフがそれ迄どういふ風に殘存してゐたかについては考へてゐない。
- (74) ケレンには不規則な方形に割つた古い青銅器の破片が使用され、中央のほか周邊の紋様の隙間にほぼ等間隔に五個が間配られてゐる(圖62上、矢印)。
- (75) 林一九六九、挿圖一四
- (76) 注(73)參照
- (77) 江村治樹君の教示による。
- 補注 周王の宗廟祭祀の次第  
便宜上清の秦惠田(一七〇—二一七六四)の『五禮通考』八五—八九卷、宗廟時亨の目錄の項目を引き、内容について簡單な説明を加へる形で解説する。この書物について梁啓超は(梁・小野一九七四、一五九頁)この本は自著でなく、何人かの手に成るもので、篇によつて出來不出來があるが、類書として價值があると評してゐる。ここに參照した宗廟時亨の所も上出來とは言へず、所々問題がある。氣付いた所は案語の形で補正を加へることにしたい。
- 親耕共桑盛 王が親ら耕する儀式である耜田を行ひ、祭祀用の穀物を作る。  
親蠶共衣服 皇后が先に立つて女官と共に養蠶を行ひ、祭祀の時に着る衣服を作る。
- 庀牲 犧牲に使ふ家畜を三ヶ月間肥育させる。『周禮』地官、充人がその

係り。

田禽 四季に田獵を行ひ、獲物を乾肉にして祭祀の豆に盛る食物に使ふ。  
擇士 弓を射る競技を行ひ、よく命中させた士を祭祀に参加させる。

修除 廟の黒い床や白壁の塗りかへ、掃除を行はせる。

卜日 祭りの日を占ひで決める。

誓戒 祭祀に係る官に約束ごとを通達し、戒める。

齊 祭りの前十日間齋戒する。

卜尸宿尸 尸（かたしろ）を占って決め、尸に祭りの日を予告する。尸は

廟一つごとに一人。

宿賓 賓に祭りの日を予告する。

戒具陳設 擔當の官に命じて祭祀に必要な大道具小道具、飲食物を準備せ

しめ、所定の場所に配備させる。

内官戒具 女官にも同様なことを命ずる。

視滌濯泣玉鬯省牲饗 祭りの九一日前に道具の洗滌状況を視察し、玉鬯

鬯を見にゆき、牲を煮るなべを點検する。

祭日外内敘事 祭りの當日には、擔當の官があて、しきたり通りの次第で祭

事が進行するやう、主催者および外内の補佐の官に次々と指示を與へる。

噉且爲期 祭りの日、雞人といふ官が夜明けだ、と叫んで關係の官を起す。

王及后入廟 王と后が別々に馬車に乗って到着、廟に入る。

王盥 王が裸を行ふ前に手を洗ひ清める。

迎主 太廟で各廟の主と一緒に祭る（給）時には、祝が各廟の主を持ち出

して太廟に入れる。

祝酌奠、饗神陰厭 祝が酒を汲んで供へ、陰厭する。陰厭の厭は飢で飽の

意味。成人する前に死んだ宗子の靈魂を祭り、満足してもらふ。尸を立

てない。

迎尸入、妥尸 祝が尸を廟に迎へ入れ、尸を安坐させる。室内の西の奥に

「主」と坐んで坐し、その時鐘鼓で肆夏が奏される。

裸 以下が裸

裸、王二獻后亞獻 王が鬱（鬱金）の葉を搗いて煮出した汁と鬯（クロキ

ビの酒）とを混ぜたものを圭瓚に汲んで尸に渡す（一獻）。尸はその一部を床に注ぎ（祭）、なめ（啐）、地に置く（奠）。地中の祖先の靈を鬯の臭ひで誘ひ出さうとするものである。ついで皇后が瑱瓚を使って同様のことを行ふ（亞獻）。

作樂降神 音楽を奏して天上にゐる祖先の靈魂（神）を呼び降す。

案ずるに、黄以周は（黄一八九三、祭二、一八）周禮、大司樂の鄭注により、裸の前とすべきだといふ。

朝踐 以下が朝踐

迎牲詔牲 牲の牛を引張って來ると王はこれを門に迎へ、親ら引いて碑に

つなぐ。牲が大きく肥つてゐる旨、祖先の靈魂に報告する。

坐尸、設祭於堂 尸を室から連れ出し、堂内、尸の西、「主」を並べた席

の東に南面して坐らせ、下記の朝踐の準備をする。

薦朝事邊豆 尸の前に朝踐の邊と豆を並べる。邊と豆に夫々八種類のおつ

まみ、突出し類を盛る。

射牲 王が親ら牲を射殺す。

取胙膋 王が親ら鬻刀をとって牲を切り、膋（血）をとり膋（腸間の脂）

を切り取る、

詔血毛 とった血と、牲の毛をむしり取ったものを尸に進めて牲を殺した

ことを報告する。

案ずるに、この項は『詩』信南山の「執其鬻刀、以啓其毛、取其血膋」

の句、その箋からみても、膋をとることの前にあるべきである。

燔燎炳蕭、制祭、奠盎 蕭（香蒿、カハラヨモギ）をさきにとった脂にま

ぶし、キビ、アハと合せて爐で焼き、その臭ひで天にゐる祖先の靈魂を

誘ふ。また親ら肺臟、肝臟、心臟の一部を切りとり、鬱鬯にひたして焼

いて（うまさうな）臭ひを上げ、このことを室内にゐるかも知れない祖

先の靈魂に告げ、堂にもどって「主」の前にこれを落す。后は盎（綠色

を帯びた白色の甘酒）を置く。

案ずるに、黄以周は（黄一八九三、祭三、一六）この奠盎は牽牲と取

肝の間にすることとする。

割牲升首 王が親ら牲を七つ（首、肱骨二、脊、脅、股骨二。林一九七五、八二頁參照）に解體し、首を室内、北牖の下に升せる。

祭腥、祭爛 七つに解體した牲を俎にのせて戸の前に置く。次に首を除いた六つを更に二十一に切り分け（體解）、さつとゆでて戸の前に置く。朝踐王三獻、后四獻 王が玉爵で戸に醴（甘酒）を獻じ（三獻）、后も同様にする（四獻）。

下管舞大武 詔血毛以下祭腥、祭爛の間、堂下の管樂器（匏竹）が樂を奏し、大武の舞が舞はれる。神を降すためのものである。

祭昃朝踐事畢 廟の門内で、祖先の靈がそこに居ないか捜し索める昃を行ふ。

案ずるに孫詒讓は（孫一九〇五、司几筵の疏）「正祭の昃がいつ行はれるか、經に明文がないが、秦蕙田、孫希旦、金鶚、黃以周が並びに『詩』の楚茨および禮器、郊特牲によつて朝踐の後、饋食の前にしてゐるのは是に近い、」と言つてゐる。

饋獻 以下が饋獻

饋食合享 先にさつとゆでただけだった牲の各部を一緒にして煮る。

薦饋食豆籩 皇后が堂上に饋食の豆と籩とを並べる（中身は朝事のものとも異なる）。

詔羹定 堂で戸に羹（肉のスープ）が煮えた旨報告する。

逆羹盛 各種の穀物の御飯が炊けたのを簋、簋に盛って運んで來るのを堂に迎へ入れる。

大合樂 六代の樂をあまねく奏し、舞が行はれる。王も親ら舞の音頭をとる。

延戸入室 祝が戸を案内して室内に入り、安坐させる（「主」も一緒に室内に移す。堂上の饋食の豆籩も室内に移す）。

饋食王獻 王が戸に盎を獻ずる（五獻）。

饋食后獻 后が戸に盎を獻ずる（六獻）。

羞羞 王后が戸に簠（黍稷）の飯を進める。

陪祭 戸が肺を豆間に祭る。即ち豆の間に落して祖先の靈魂に食はせる（黍稷も同様に祭る）。

進孰授祭羹（大羹、鉶羹）やその實の肉、魚（これはとり出して俎にのせる）を戸に進め祭らせる。

尸食、侑、饋食畢、王五獻、后六獻 尸に飯を食はせる。尸が飽（腹がいっぱいになった）と言つても、更に侑（勸）めて食はせる（一回食ふごとに鐘鼓で樂を奏する）。これで饋食が終る。王で五獻、后で六獻ということになる。

朝獻 以下が朝獻。

朝獻王酌尸 尸が食ひ終つたあとで口を嗽ぐ酒を獻ずる（七獻）。

從獻 尸に酒を獻じたあとつづいて塊のままあぶり焼にした肉（燔）、肝臓のたれ焼（炙）をすすめる。

尸酢 尸が王に返杯する。

嘏 祝が尸、即ちそれが象る所の祖先の意を體し、王に對して「萬壽無疆」といった祝福の言葉と與へる。

君獻卿 王が卿に酒を獻ずる。

賜爵祿、朝獻畢、王七獻 太廟で臣下に爵祿を與へる策命の儀式を行ふ。

王で七獻といふことになる。

案ずるに、策命がここに入つて來るのは、すぐ前の君獻卿との關係からも落ち附きが悪い。

再獻 以下が再獻

再獻、后酌尸 后が尸に食ひ終つたあと口を嗽ぐ酒を獻ずる（八獻）。

薦加豆籩 右の際、后は「加」のおつまみ、突き出し類を入れた豆と籩を尸にすすめる。

案ずるに、黃以周は（黃一八九三、祭六・二三）加豆籩は後の加爵の時に出す豆籩でないと名も合はないとして秦氏に反對する。もっともである。

尸酢夫人 尸が皇后に返杯する。

諸臣獻尸 諸臣が尸に酒を獻ずる（九獻）。

尸酢諸臣 尸が諸臣に返杯する。

薦羞豆籩 「羞」のおつまみ類の豆籩をすすめる。

君獻大夫、再獻畢、后八獻諸臣九獻 王が大夫に酒を獻ずる。これで再獻

が終る。后で八獻、諸臣で九獻といふことになる。

以上で再獻終り

九獻後加爵 九獻の後、賓が自ら酒を汲んで尸に獻ずる。

獻士及羣有司 王が士および諸々の役人に酒を獻ずる。

祠舉奠 王の適長子が陰厭の時に祝が酌んで銅の南に置いた酒を飲む。

旅酬賜爵 少長の別なくあまねく交錯して杯をやりとりする行事(旅酬)

と昭は昭同士、穆は穆同士に分れ、少長の序に従って王から酒を賜る行事(賜爵)を行ふ。

告利成 祝が尸の意を代辯して利益の成ったことを王に告げる。

送尸 尸を送り出す。鐘鼓で肆夏の樂が奏される。

徹 豆籩や俎などの祭器を下げる。

餼 尸より始まり、位の順に下げた祖先の靈の食べ残しを食べる。

告事畢 祭事が終わったことが報告される。

王出廟 王が廟から退出する。その時王夏が奏される。

歸賓俎 賓に俎の肉を贈る

燕私 賓客に肉を贈って歸らせた後、同姓の者が宴會をする。樂も奏される。

歸展蟠 親戚すちに當る國に祭祀に使った生の肉の塊(展)や塊のままあ

ぶり焼きた肉(蟠)を贈る。

繹祭 祭りの次の日に尸を賓として宴會を行ふ。この時に廟の門の旁で祖先の靈魂を索めて祭る祔の祭りも行はれる。

案ずるに、孫詒讓は(孫一九〇五、三八、六一—二)鄭玄、賈公彥、

孔穎達が繹のに行はれる門旁の祭りを祔と呼ぶのは誤りであるとの説を引く。是を思はれる。

# 挿圖出所目録

圖1 『新定三禮圖』卷一四、一

圖2 郭勇一九六三、圖七、一〇

圖3 『新定三禮圖』卷一四、一、二

圖4 郭勇一九六三、圖四、六

圖5 京都大學人文科學研究所考古資料ファイル(以下「人文研考古資料」と略稱)

圖6 *An Exhibition of Ancient Chinese Ritual Bronzes loaned by C.*

*T. Loq, Pl. 14, no. 31*

圖7 中國科學院考古研究所一九六二、圖版四〇、1

圖8 *Lodge, Wenley and Pope 1946: pl. 26*

圖9 中國科學院考古研究所安陽發掘隊一九七七、圖版七、3

圖10 *Weber 1973, pl. 29*

圖11 水野一九五九、圖版二一

圖12 山西省文物管理委員會侯馬工作站一九六三、圖版三、5、圖二一、1。

圖13 梅原一九六二、圖版一四

圖14 小山等一九七五、圖版二二六

圖15 『藤田美術館藏品圖録』、圖版七四

圖16 陳、松丸一九七七、六七七

圖17 熊一九七七、圖版一

圖18 寶雞茹家莊西周墓發掘隊一九七六、圖版三、7

圖19 一六ミリニュース映畫

圖20 岐山文化館龐懷清等一九七六、圖版三、3

圖21 *上 Yetts 1934, Plate opposite p. 253*

圖22 下 人文研考古資料

圖23 NHK教育テレビ

圖24 林編一九七六、5—126圖

圖25 『新定三禮圖』卷一四、四

圖26 郭一九五九、圖版一八

圖27 中國科學院考古研究所一九六二、圖版四五、1

圖28 林編一九七六、5—169圖

上 人文研考古資料

- 下 譚一九六〇、74  
 圖29 郭一九五九、圖三一  
 圖30 梅原一九三三、二一〇  
 圖31 郭一九五九、圖版一五  
 圖32 樋口編一九七八、圖版一四七  
 圖33 譚一九六〇、圖版二一  
 圖34 河北省文化局文物工作隊一九六五、圖一六、1、一七  
 圖35 臨潼縣文化館一九七七、圖版一、1、2  
 圖36 Lodge, Wenley and Pope 1946, pl. 20  
 圖37 河北省文化局文物工作隊一九六五、圖一六、3  
 圖38 人文研考古資料  
 圖39 馬一九六四、圖一  
 圖40 人文研考古資料  
 圖41 河北省文化局文物工作隊一九六五、圖一四、2  
 圖42 人文研考古資料  
 圖43 Karlgren 1962, pl. 9  
 圖44 河北省文化局文物工作隊一九六五、圖一四、1  
 圖45 容一九三六、圖版一三三  
 圖46 『中國古代銅器選』、二五  
 圖47 人文研考古資料  
 圖48 河北省文化局文物工作隊一九六五、圖九、2、3  
 圖49 安一九五三、圖九、圖一七、4  
 圖50 河北省文化局文物工作隊一九六五、圖七、1  
 圖51 同、圖一〇、1、圖一一、1  
 圖52 同、圖一〇、2  
 圖53 人文研考古資料  
 圖54 同  
 圖55 河北省文化局文物工作隊一九六五、圖版四、1  
 圖56 人文研考古資料

『周禮』の六尊六彝と考古學遺物

- 圖57 寫真 張一九七六、二五頁左圖  
 拓本 郭一九五九、圖版八四  
 圖58 譚一九七〇、圖版一二  
 圖59 郭一九五九、圖版八二、1  
 圖60 西安市文物管理處一九七四、圖版三、3  
 圖61 商一九三三、槩一、二  
 圖62 人文研考古資料  
 圖63 吳一八九五、一、一、一三  
 圖64 五省出土重要文物展覽籌備委員會一九五八、圖版四六  
 圖65 中國科學院考古研究所一九五九、圖版三四、2  
 圖66 人文研考古資料  
 圖67 安徽省博物館一九五六、圖版五、2  
 圖68 人文研考古資料  
 圖69 安徽省博物館一九五六、圖版九、1  
 圖70 同、圖版九、2  
 圖71 同、圖版一一、1  
 圖72 Karlgren 1968, pl. 22  
 圖73 中國科學院考古研究所一九五六、圖一二五  
 圖74 人文研考古資料  
 圖75 小山等一九七五、圖版二二七  
 圖76 陝西周原考古隊一九七八、圖版三、1  
 圖77 中國科學院考古研究所一九六五、圖版三二

引用文獻目錄

- 日本文、中國文  
 赤塚 忠 一九六四、『鯨・禹と殷代銅盤の龜・龍圖像』、『古代學』一一、四、二七三—三〇一  
 安徽省博物館 一九五六、『壽縣蔡侯墓出土文物』、北京  
 安 志敏 一九五三、『河北唐山市賈各莊發掘報告』、『考古學報』六、五七

## 一一六

- 梅原末治 一九三三、『歐米菟儲支那古銅精華』、京都  
梅原末治 一九五九—六二、『日本菟儲支那古銅精華』、京都  
梅原末治 一九六二、『泉屋清賞新收編』、京都  
王國維 一九二一、『觀堂集林』  
河北省文化局文物工作隊 一九六五、『河北易縣燕下都第十六號墓發掘』、  
『考古學報』一九六五、二、七九—一〇一  
郭寶鈞 一九五九、『山彪鎮與琉璃園』、北京  
郭勇 一九六三、『山西省右玉縣出土的西漢銅器』、『文物』一九六三、  
一、四—一二  
川原壽市 一九七三—七八、『饌禮釋考』、京都  
岐山文化館龐懷清、陝西省文管會鎮鋒、忠如、志儒 一九七六、『陝西省  
岐山縣董家村西周銅器窖穴發掘簡報』、『文物』一九七六、五、  
二六—四四  
吉林大學歷史系考古專業赴紀南城開門辨學小分隊 一九七六、『鳳凰山一  
六七號漢墓遺策考釋』、『文物』一九七六、一〇、三八—四六  
小山富士夫等 一九七五、『故宮博物院』、東京  
湖南省博物館、中國科學院考古研究所 一九七三、『長沙馬王堆一號漢墓』  
一九七三、北京  
湖南省博物館、中國科學院考古研究所 一九七四、『長沙馬王堆二、三號  
漢墓發掘簡報』、『文物』一九七四、七、三九—六三  
湖北省博物館 一九七二、『湖北枝江百里洲發現春秋銅器』、『文物』一九  
七二、三、六五—八  
湖北省文化局文物工作隊 一九六六、『湖北江陵三座楚墓出土大批重要文  
物』、『文物』一九六六、五、三三—五五  
吳式芬 一八九五、『攔古錄金文』  
五省出土重要文展覽籌備委員會 一九五八、『五省出土重要文物展覽圖錄』、  
北京  
黃以周 一八九三、『禮書通故』
- 黃盛璋 一九五六、『釋初吉』、『歷史研究』一九五六、七一—八六  
黃盛璋 一九七四、『江陵鳳凰山漢墓簡牘及其在歷史地理研究上的價值』、  
『文物』一九七四、六、六六—七七  
山西省文物管理委員會侯馬工作站 一九六三、『山西侯馬村東周墓葬』、『考  
古』一九六三、五、二二—四四  
山東省博物館 一九七七、『臨淄郎家莊一號東周殉人墓』、『考古學報』一九  
七七、一、七三—一〇四  
上海博物館 一九六四、『上海博物館藏青銅器』、上海  
周法高等編 一九七四—七、『金文詁林』、『同附錄』、香港  
商承祚 一九三三、『十二家吉金圖錄』、北平  
西安市文物管理處 一九七四、『陝西長安新墾村、馬王村出土的西周銅器』  
『考古』一九七四、一、一一—五  
齊思和 一九四七、『周代錫命禮考』、『燕京學報』三三、一九七—二三  
六  
陝西周原考古隊 一九七八、『陝西扶風縣雲塘、莊白二號西周銅器窖藏』  
『文物』一九七八、一、六一—一〇  
陝西省博物館、陝西省文物管理委員會一九六〇、『陝西省博物館、陝西省  
文物管理委員會藏青銅器圖釋』、北京  
孫詒讓 一九〇五、『周禮正義』(楚學社本)  
譚且闕 一九六〇、『中國銅器花紋集』、臺北  
譚且闕 一九七〇、『問鼎——試擬鑑定西周銅鼎元素的選擇——』、『故宮季  
刊』五、二—一九  
中國科學院考古研究所 一九五六、『輝縣發掘報告』、北京  
中國科學院考古研究所 一九五九、『上村鎮虢國墓地』、北京  
中國科學院考古研究所 一九六二、『新中國的考古收穫』、北京  
中國科學院考古研究所 一九六五、『長安張家坡西周青銅器群』、北京  
中國科學院考古研究所安陽發掘隊 一九七七、『安陽殷墟五號墓的發掘』、  
『考古學報』一九七七、二、五七—九八頁  
『中國古代銅器選』、九七六、北京

長江流域第二期文物考古工作人員訓練班 一九七四、『湖北江陵鳳凰山西漢墓發掘簡報』、『文物』一九七四、六、四一—六一

張 克明 一九七六、『本館藏展殷周青銅器選』、『國立歷史博物館々刊』八  
陳 振裕 一九七三、『雲夢西漢墓出土木方初釋』、『文物』一九七三、九、三七—九、四四

陳大章、賈巖 一九五八、『複製信陽楚墓出土木漆器模型的體會』、『文物參考資料』一九五八、一、二四—八

陳夢家、松丸道雄 一九七七、『殷周青銅器分類圖錄』、東京  
馬 承源 一九六四、『記上海博物館新收集的青銅器』、『文物』一九六四、七、一〇—九

馬 瑞辰 『毛詩傳箋通釋』

林巳奈夫 一九六四、『殷周青銅彝器的名稱と用途』、『東方學報』京都三四、四、一九九—二九七

林巳奈夫 一九六九、『中國古代の祭玉』、『東方學報』京都四〇、一六一—三三三

林巳奈夫 一九六九 a 『天子の衣裳の「十二章」』、『史林』五二、六、三七—八九

林巳奈夫 一九七二、『中國殷周時代の武器』、京都  
林巳奈夫 一九七五、『漢代の飲食』、『東方學報』京都四八、一一—九八

林巳奈夫編 一九七六、『漢代の文物』、京都  
林巳奈夫 一九七八、『殷西周間の青銅容器的編年』、『東方學報』京都五〇、一一—五五

林巳奈夫 一九八〇、『春秋戰國時代の紋様』、『東方學報』京都五三冊(予定)

原田種成校閱、本田二郎著 一九七七、『周禮通釋』、上、東京  
樋口隆康編 一九七八、『故宮博物院』、東京

藤田國雄、桑原住雄 一九七三、『中華人民共和國出土文物展覽圖録』、東京

『藤田美術館藏品圖録』、一九五四、大阪

『周禮』の六尊六彝と考古學遺物

鳳凰山一六七號漢墓發掘整理小組 一九七六、『江陵鳳凰山一六七號漢墓發掘簡報』、『文物』一九七六、一〇、三一—七、五〇

寶雞茹家莊西周墓發掘隊 一九七六、『陝西省寶雞市茹家莊西周墓發掘簡報』、『文物』一九七六、四、三四—五六

水野清一 一九五九、『殷周青銅器と玉』、東京  
熊 傳新 一九七七、『湖南醴陵發現商代銅象尊』、『文物』一九七六、七、四九—五〇

容 庚 一九二九、『寶盨樓彝器圖錄』、北平  
容 庚 一九三六、『善齋彝器圖錄』、北平

容 庚 一九四一、『商周彝器通考』、北平  
劉 節 一九五八、『古史考存』、北京

劉 體智 一九三四、『善齋吉金錄』

梁啓超著、小野和子譯注 一九七四、『清代學術概論』(『東洋文庫』)、東京  
臨潼縣文化館 一九七七、『陝西臨潼發現武王征商簋』、『文物』一九七七、八、一一—七

## 歐文

*An Exhibition of Ancient Chinese Ritual Bronzes Loaned by C. T. Loo & Co., Detroit, 1940*

Lodge, J. E., Wenley, A. G. and Pope, J. A. 1946, *A Descriptive and Illustrated Catalogue of Chinese Bronzes acquired during the Administration of John Ellerton Lodge, Washington*

Karlgren, B. 1941, Huai and Han, *Bulletin of the Museum of Far Eastern Antiquities*, no. 13, pp. 1-125

Karlgren, B. 1952, *A Catalogue of the Chinese Bronzes in the Alfred F. Pillsbury Collection*, London

Karlgren, B. 1958, *Bronzes in the Wesséen Collection, Bulletin of the Museum of Far Eastern Antiquities*, no. 30, pp. 177-196

Weber, G. W. Jr. 1973, *Ornaments of Late Chou Bronzes, A Method*

*of Analysis*, New Brunswick

Yets, W. P., 1934, A Chinese Bronze Wine Vessel, *Burlington Magazine*, no. 375, Vol. XLIV, June 1934, pp. 253-4